# 自己点検シート(人員、設備、運営編)

( 短 期 入 所 療 養 介 護 )( 介 護 予 防 短 期 入 所 療 養 介 護 )(介護療養型医療施設(診療所)である短期入所療養介護事業所)

事業所番号: 3	<u> </u>				
事業所名:					
<u>点検年月日:</u>	令和	年	月	月(	)
<u>点検担当者:</u>					

<根拠・確認事項欄:省略標記一覧>

#### 【条例】

- ■施設条例 岡山市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年岡山市条例第89号)
- ■居宅条例 岡山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年岡山市条例第85号)
- ■予防条例 岡山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果 的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成24年岡山市条例第90号)

#### 【条例施行規則】

- ■施設条例規則 岡山市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成24年岡山市規則第102 号)
- ■**居宅条例規則** 岡山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成24年岡山市規則 第98号)
- ■予防条例規則 岡山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための 効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則(平成24年岡山市規則第103号)

### 【省令】

- 口施設省令 健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するもの とされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準(平成11 年厚生省令第41号)
- 口居宅省令 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成11年厚生省令第37号)
- **口予防省令** 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (平成18年厚生労働省令第35号)

#### 【条例解釈通知】

- ◆施設条例解釈通知 健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされ た同法第26条の規定による改正前の介護保険法に基づき条例で規定された指定介護療養型医療施設の人員、設備 及び運営の基準について(平成25年3月27日付け岡事指第1228号)
- ◆居宅等条例解釈通知 介護保険法に基づき条例で規定された指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の基準等について(平成25年3月22日付け岡事指第1221号)

## 【省令解釈通知】

- ◆施設省令解釈通知 健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定 介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について(平成12年老企第45号)
- ◇居宅等省令解釈通知 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について (平成11年9月17日付け老企第25号)

### 【報酬関連】

**居宅報酬告示** 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第19号)

予防報酬告示 指定介護予防サービスに関する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第127号)

入所留意事項通知 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年老企第40号)

予防留意事項通知 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年老 計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号)

93号告示 厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成27年厚生労働省告示第93号)

96号告示 厚生労働大臣が定める施設基準(平成27年厚生労働省告示第96号)

419号告示 居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針(平成17年厚生労働省告示第419号)

## 【文献: (発行:社会保険研究所)】

「青」 介護報酬の解釈1 単位数表編《令和3年4月版》

「赤」 介護報酬の解釈 2 指定基準編《令和 3 年 4 月版》

確 認 事 項	適	否	確認書類・根拠
第1 総則(一般原則)			
1 暴力団員の排除 指定短期入所療養介護の開設者の役員(業務を執行する社員、 取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その 他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業を行う者に対 し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と 同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)及び当 該事業所を管理する者が、岡山市暴力団排除基本条例(平成24 年市条例第3号)第2条第2号に規定する暴力団員でないか。	適	否	居宅条例:第3条 予防条例:第3条 居宅等条例解釈通知別紙:第1の(2)
2 介護保険等関連情報の活用 ・科学的介護情報システム (LIFE) に情報を提出し、当該情報及 びフィードバック情報を活用しているか。	適	否	赤 P 4 4
3 地域包括支援センターとの連携 ・地域包括支援センターから求めがあった場合には、地域ケア会議に参加しているか。  第 2 基本方針	適	否	居宅等条例解釈通知別紙:第1の(4)
<b>  男 2   基本力町</b> 			運営規程
短期入所療養介護の事業運営の方針は、「その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。」という基本方針に沿ったものとなっているか。	適	否	居宅条例第 191 条(居宅省令第 141 条) 赤 P308
<介護予防短期入所療養介護> 介護予防短期入所療養介護の事業運営の方針は、「その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うことにより、利用者の療養生活の質の向上及び心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。」という基本方針に沿ったものとなっているか。	適	否	予防条例第 176 条(予防省令第 186 条) 赤 P1284
虚待防止責任者の設置及び虐待防止研修の実施 (1) 【条例独自基準】虐待防止責任者を設置しているか。 (2) 従業者に対して、「高齢者虐待防止法」の趣旨及び内容を十分に踏まえた研修を実施する等の措置を講じているか。 (3) 虐待を発見した場合は、地域包括支援センター等に通報しているか。	適	否	居宅等条例解釈通知別紙:第1の(3)

確 認 事 項	適	否	確認書類・根拠
第3 人員に関する基準			
1 計算 (1) いわゆる本体施設となる介護療養型医療施設が、施設として満たすべき人員・施設基準を満たしていれば足りるものとする。 (2) 入院患者の数は前年度の平均値としているか。 (3) 常勤換算方法は、当該従事者のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該指定介護療養型医療施設において常勤の従業者が勤務すべき時間で除することにより常勤の従事者の員数に換算しているか。	適	否	居宅条例第 192 条(居宅省令第 142 条) 赤 P308~ 予防条例第 177 条(予防省令第 187 条) 赤 P1284~ 施設条例第 5 条第 4 項、5 項 (施設省令第 2 条第 4 項、第 5 項) 赤 P1083~1085
2 医師 (1) 医師の日々の勤務実績が記録されているか。 (2) 医師の資格と免許証の写しは一致しているか。 (3) 医療法施行規則第 21 条の 2 第 1 項の規定で定められた標準 人員以上の医師数が確保されているか。(1以上) (4) 常勤換算方法で、1以上となっているか。	適適	· 否	出勤簿(タイムカード)、勤務計画表、資格者 証 居宅条例第 192 条第 1 項第 2 項 (居宅省令第 142 条第 1 項第 2 項) 赤 P308~ 予防条例第 177 条第 1 項第 2 号 (予防省令第 187 条第 1 項第 2 号) 赤 P1284~ 施設条例第 5 条第 1 項第 1 号 (施設省令第 2 条第 1 項第 1 号) 赤 P1081~ 出勤簿(タイムカード)、社会保険台帳、賃金
3 看護職員 (1)職員勤務実績表は実態と合致しているか。 (2)看護職員の資格と免許証の写しは一致しているか。 (3)常勤換算方法で、療養病床に係る病室における入院患者数に対し、6:1以上となる看護職員数が配置されているか。(端数切上げ) ※ただし、人員配置区分がⅡ型の場合は、1以上の看護職員が配置されているか。 (4)介護職員の数に看護職員を含めている場合、看護職員としてもカウントしていないか。	適適	否否	台帳、看護日誌、勤務計画表、資格者証 居宅条例第 192 条第 1 項第 2 項 (居宅省令第 142 条第 1 項第 2 項) 赤 P308~ 予防条例第 177 条第 1 項第 2 号 (予防省令第 187 条第 1 項第 2 号) 赤 P1284~ 施設条例第 5 条第 1 項第 2 号 (施設省令第 2 条第 1 項第 2 号) 赤 P1082~ 施設条例附則第 2 条 (施設省令附則第 4 条第 2 号) 赤 P1085
<ul> <li>4 介護職員</li> <li>(1)職員勤務実績表は実態と合致しているか。</li> <li>(2)勤務計画・実績表に、事務職員など療養病床に係る病室において介護業務を行っていない従事者がカウントされていないか。</li> <li>(3)常勤換算方法で、療養病床に係る病室における入院患者数に対し、6:1以上となる介護職員数が配置されているか。(端数切上げ)</li> <li>※ただし、Ⅱ型の場合は、看護・介護職員含めて3:1以上</li> </ul>	適	否	出勤簿(タイムカード)、社会保険台帳、賃金台帳、勤務計画表、資格者証居宅条例第192条第1項第2項(居宅省令第142条第1項第2項)赤P308~予防条例第177条第1項第2号)赤P1284~施設条例第5条第1項第3号(施設省令第2条第1項第3号)赤P1082~施設条例附則第2条(施設省令附則第4条第2号)赤P1085

確 認 事 項	適	否	確認書類・根拠
第4 設備に関する基準			平面図、変更届(指定申請時の控、又は事業
<b>7/1                                    </b>		ļ	開始時の体制届の控)
4 15 15			居宅条例第 193 条(居宅省令第 143 条)
1 病室 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	\ <del>3/2</del> :	<u>~</u>	赤 P310~
(1) 利用者・患者のプライバシーが確保されるよう配慮されてい	旭	台	
るか。(カーテン等が設置されているか。) (2) 病室の床面積は、内法による測定で、患者1人につき6.4	海	不	赤 P1285~ 佐凯久厕筑 c 久 (佐凯公△笠 o 久)
m以上であるか。	旭		赤 P1086
(3) 1 の病室の病床数は、4 床以下であるか。	適	否	37 11000
(6) 1 3 /11 2 3 /11/20 (6) 1 /10/20 (7)	~ <u>~</u>		
2 廊下等			医療法施行規則第 16 条第 1 項 11 号イ
・片側に居室がある廊下の幅は1.8m以上、両側に居室がある	適	否	96 号告示 20 緑 P725
場合は2.7m以上あるか。			居宅報酬告示別表 9 ハ注 4 青 P462
※ 指定(介護予防)短期入所療養介護における診療所設備基準			予防報酬告示別表7ハ注3青P1424
減算に係る施設基準あり。			
		ļ	
a MA Me the deal			
3 機能訓練室	\ <del></del>	~	
・機能訓練を行うための十分な広さを有し、必要な器械及び器具	遁	召	
を備えているか。		ļ	
4 談話室			
・談話室は、療養病床の利用者同士や利用者とその家族が談話を	漓	丕	
楽しめる広さを有しているか。	,IE		
2007		<b> </b>	
5 食堂			
・食堂は、療養病床の入院患者1人につき1㎡以上の面積が確保	適	否	
されているか。			
6 浴室			
・浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものになって	適	否	
いるか。			
7 消火設備			消火設備
<u>「 何久設備</u> 」 ・消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けている	適	不	/ f / √ f i / f
・ 何久成哺での他の非市灰音に除して必要な成価を成りている か。	旭		
, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		<del> </del>	
8 特別な病室			123号告示 赤P1434~
(1) 定員は、1人又は2人であるか。	適	否	
(2) 特別な病室の病床数は、運営規程に定められた入院定員の	適	否	
50/100(地方公共団体が設置する病院にあっては30/100)を超			
えていないか。			
(3) 特別な病室の施設、設備等が利用料を徴収するのにふさわ	適	否	「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に
しいものとなっており、少なくとも次の備品は備えているか。			基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」及
個人用の私物の収納設備			び「保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が
個人用の照明			定める医薬品等」の実施上の留意事項につい
【小机等及び椅子 】			て(平成18年保医発第0313003号)

確 認 事 項	適	否	確認書類・根拠
第5 運営に関する基準			
1 内容及び手続の説明及び同意		否否	重要事項説明書、利用申込書、同意に関する 書類 居宅条例第206条(居宅省令第155条) →居宅条例第154条準用(居宅省令第125条準用) 赤P312 予防条例第185条(予防省令第195条) →予防条例第137条準用(予防省令第133条準用) 赤P1265
(3) 利用申込者の同意は、適正に徴されているか。	適	否	
2 対象者 (1) 利用する理由は以下のいずれかに該当するか。 ①利用者の心身の状況又は病状 ②家族の疾病、冠婚葬祭、出張等 ③家族の身体的及び精神的な負担軽減等 (2) 一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者であるか。			居宅条例第194条(居宅省令第144条) 赤P313 予防条例第179条(予防省令第189条) 赤P1287
3 指定(介護予防)短期入所療養介護の開始及び終了 ・サービス提供の開始前から終了後に至るまで、利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるように、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター又はその他保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者と、密接な連携をとっているか。	適	否	居宅条例第206条(居宅省令第155条) →居宅条例第155条第2項準用(居宅省令第126条第2項準用) 赤P313 予防条例第185条(予防省令第195条) →予防条例第138条第2項準用(予防省令第134条第2項準用) 赤P1265
4 提供拒否の禁止 ・正当な理由なくサービスの提供を拒んでいないか。 (提供を拒否したことがある場合は、どのような事例か。) 【正当な理由の例】 ①ベッドが空いていない場合 ②利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 ③適切なサービスを提供することが困難な場合	適	否	居宅条例第 206 条 (居宅省令第 155 条) →居宅条例第 9 条準用(居宅省令第 9 条準用) 赤 P313 予防条例第 185 条 (予防省令第 195 条) →予防条例第51条の3準用(予防省令第49条の3準用) 赤P1220
5 サービス提供困難時の対応 ・通常の事業の実施地域等を勘案し、自ら適切なサービスを提供 することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る 居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の(介護予防)短期入所 療養介護事業者等を紹介する等の適切な措置を講じているか。	適	否	居宅条例第206条 (居宅省令第155条) →居宅条例第10条準用 (居宅省令第10条準用) 赤P314 予防条例第185条 (予防省令第195条) →予防条例第51条の4準用(予防省令第49条の4準用) 赤P1220
6 受給資格等の確認 (1) サービス提供を求められた場合、以下の要件を被保険者証に	適	否	居宅条例第 206 条(居宅省令第 155 条) →居宅条例第 11 条準用(居宅省令第 11 条準用) 赤 P314

集ので確認しているか。 ① 技保険者管格 ② 受介護認定の有無 ③ 要介護認定の有効期間 ② 確認した後は、利用者へ被保険者話を返却しているか。 ③ 部の業務主の意力期間 ② 確認した後は、利用者へ被保険者話を返却しているか。 ③ お恋審査会意見が記載されている場合は、それに配慮したサービスを提供するよう努めているか。  7 要介護(支援)認定を受けていない場合は、説明を行い、必要介護と動していない場合は、利用申込者の意向を踏まえて申請を化すしていない場合は、利用申込者の意向を踏まえて申請を化すしていない場合は、利用申込者の意向を踏まえて申請を化すこと。				R3.4 尚山市抗
(① 族保険者資格 ②要介護認定の有無 ③要介護認定の有効期間 ② 能認した後は、利用者へ被保険者証を返却しているか。	確 認 事 項	適	否	確認書類・根拠
②要介護認定の有無 (①要介護認定の有効期間 (② 確認した後は、利用者〜被保険者証を返却しているか。 (③) 認定審查会意見が記載されている場合は、それに配慮したサー (工人を提供するよう努めているか。 (3) 認定審查会意見が記載されている場合は、それに配慮したサー (本) 要介護(支援) 認定の申請に係る援助 (1) 要介護(支援) 認定の申請に係る援助 (1) 要介護(支援) 認定の申請に係る援助 (1) 要介護(支援) 認定の申請に係る援助 (1) 要介護(支援) 認定の申請が行われているかどうか確認し、申請をしていない場合は、利用申込者の意向を婚まえて申請を定任すこと。 (居名介護支援が利用者に対し行われていないケースがあった場合) (②) 要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行っているか。 (本) を必ず状況等の把握 ・サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等を把握しているか。 (表) 正なの地元等を把握しているか。 (表) 正なの地元等を把握しているか。 (表) 上の保護医療サービスを受けるための要件の説明を行っているか。 (表) 法定代理受領サービスを受けるための要件の説明を行っているか。 (表) 法定代理受領サービスを受けるための要件の説明を行っているか。 (表) 法定代理受領サービスを受けるための要件の説明を行っているが、(表) (介護予防)サービス計画の作成を依頼することをあらかと助き申析(所で名令第155歳)・第1290 (居宅(介護予防)サービス計画の作成を依頼することをあらかと助き事用(所で名令第155歳)・第1291 (居宅(介護予防)サービス計画に沿った(介護予防)を提事による(所述者を155歳)・第12921 (日本に介護予防)サービス計画に沿った(介護予防)短期人適合、(所定名を155歳)・第12921 (日本に介護予防)サービス計画に沿った(介護予防)短期人適合、(所定名を155歳)・第12921 (日本に介護予防)の表) (日本に合意の第155歳)・第12921 (日本に介護予防)の表) (日本に合意の第155歳)・第12921 (日本に介護予防)の表) (日本に合意の第155歳)・第12921 (日本に介護予防)の表) (日本に合意の第155歳)・第12921 (日本に介護予防)の意味(中的名令第155章)・第12921 (日本に介護予防)の意味(中的名令第155章)・第12921 (日本に介護予防)の意味(中の名を155章)・第12921 (日本に介護予防)の意味(中的名令第155章)・第12921 (日本に介護予防)の意味(中的名令第155章)・第12921 (日本に介護予防)の意味(中的名令第155章)・第12921 (日本に介護予防)の表) (日本に介護予防)の意味(日本に合意の表) (日本に介護予防)の表) (日本に介護予防)の表) (日本に介護予防)の知識に対し、(日本に対し、(日				予防条例第 185 条(予防省令第 195 条)
(2) 確認した後は、利用者へ被保険者証を返却しているか。	│ ①被保険者資格			→予防条例第51条の5準用(予防省令第49条の5準
(2) 確認した後は、利用者へ被保険者証を次却しているか。 (3) 認定審查会意見が記載されている場合は、それに配慮したサ 道 否 一 ビスを提供するよう努めているか。	②要介護認定の有無			用)
(2) 確認した後は、利用者へ被保険者証を次却しているか。 (3) 認定審查会意見が記載されている場合は、それに配慮したサ 道 否 一 ビスを提供するよう努めているか。	③要介護認定の有効期間			赤P1220
(3) 認定審査会意見が記載されている場合は、それに配慮したサービスを提供するよう努めているか。  7 要介護 (支援) 認定を受けていない場合は、説明を行い、必要な援助を行っているか。 ※必要な援助を行っているか。 ※必要な援助とは、既に申請が行われているかどうか確認し、申請をしていない場合は、利用申込者の意向を踏まえて申請を促すこと。  【居宅介護支援が利用者に対し行われていないケースがあった場合】 (2) 要介護認定の更新の申請が遅くとも当該人所者が受けている要介護認定の可動用の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行っているか。  8 心身の状況等の把握 ・サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境 他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等を把握しているか。  8 心身の状況等の把握しているか。  8 心身の状況等の把握 ・サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境 他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等を把握しているか。  ※受けるための要件とは、居宅介護(介護予防)支援事業者に居定(定代護受領サービスを受けるための要件の説明を行っているか。 ※受けるための要件とは、居宅介護(介護予防)サービス計画の作成を依頼することをあらかじめ市町村に届け出て、その居宅介護(介護予防)サービスを受けること。  10 居宅(介護予防)サービス計画の作成を依頼することをあらかじめ市町村に届け出て、その居生(介護予防)サービスを受けること。  11 居宅(介護予防)サービス計画の作成を依頼することをあらかじめ市町村に届け出て、その居住(介護予防)サービス計画の作成を依頼することをあらかじめ市町村に届け出て、その居住(介護予防)サービス計画の作成を依頼することをあらかじめ市町村に届け出て、その居を介護して、日本の保護の関係に関係を含金に15条件用)をごと居で(介護予防)サービス計画に沿ったサービスの提供) ・居宅(介護予防)サービス計画に沿ったサービスの提供)・居宅(介護予防)サービス計画に沿ったサービスの提供) ・方の条例第186条(下防な合第196条)・・方の条列第186条(下防な合第196条)・・方の条列第186条(下防な合第196条)・・方の表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表		滴	否	
一ビスを提供するよう努めているか。  7 変介護 (支援) 認定の申請に係る援助  (1) 要介護 (支援) 認定を受けていない場合は、説明を行い、必要な援助を行っているか。 ※必要な援助を行っているか。 ※必要な援助とは、既に申請が行われているかどうか確認し、申請をしていない場合は、利用申込者の意向を踏まえて申請をしていない場合は、利用申込者の意向を踏まえて申請をしていない場合は、利用申込者の意向を踏まえて申請をしているの。  【居宅介護支援が利用者に対し行われていないケースがあった場合】 (2) 要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている実介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行っているか。  8 心身の状況等の把握  ・サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境 他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等を把握しているか。  9 法定代理受領サービスを受けるための要サービス又は福祉サービスの利用状況等を把握しているか。  第 公身の状況等の把握しているか。  9 法定代理受領サービスを受けるための援助  【法定代理受領サービスを受けるための要件の説明を行っているか。  ※受けるための要件とは、居全介護(介護予防)支援事業者に居宅(介護予防)サービス計画の作成を依頼することをあらかじめ市町村に届け出て、その居宅(介護予防)サービス計画に活ったサービス計画に基ってと、分別では、居宅(介護予防)サービス計画に沿ったサービスの提供 ・居宅(介護予防)サービス計画に沿ったサービスの提供 ・居宅(介護予防)サービス計画に沿った(介護予防)短期入所変業介護を提供しているか。  第 本名同第206条(原宅省令第156条) ・ 定条検第51条の9億月(予防名令第195条) ・ で条検第51条の9億月(予防名令第195条) ・ で名検第51条の9億月(予防名令第195条) ・ で名検第51条の9億月(予防名令第195条) ・ で名検第51条の9億月(予防名令第195条) ・ で名検第51条の9億月(予防名令第195条) ・ で名検第51条の9億月(予防名令第195条) ・ で名検第51条の月間を指しる検測の10億月(予防名令第195条) ・ で名検第51条の月間を指しる検測の10億月(予防名令第195条) ・ で名検第51条の月間を指しる検測の206条(原宅省令第185条) ・ で名検第51条を用しるを用しる検測の206条(原宅省令第185条) ・ で名検第518条件所の名を第356条) ・ で名検第518条件所名を第46条の10条件の10億月(予防を2条の206条件の206		. —	1 ' '	
7 要介護 (支援) 認定の申請に係る援助 (1) 契介護 (支援) 認定を受けていない場合は、説明を行い、必要な援助を行っているか。 ※必要な援助をは、既に申請が行われているかどうか確認し、申請をしていない場合は、利用申込者の意向を踏まえて申請を促すこと。 【居名介護支援が利用者に対し行われていないケースがあった場合】 (2) 要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている。多変介護認定の再効期間の調了日の30日前には行われるよう必要な援助を行っているか。  8 心身の状況等の把握・サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等を把握しているか。  9 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 【法定代理受領サービスを受けるにめの表明の手が表別を行っているか。 ※受けるための要件とは、居宅介護(介護予防)サービス計画に沿ったサービスが表別に基準に任金を含度15条条用)を行うに応じたのの要件をは、居宅介護(介護予防)サービス計画に行いました。 「固定条(介護予防)サービス計画に沿ったサービスの提供を受けることをあらかじめ市町村に届け出て、その居宅(介護予防)サービス計画に沿ったとの表別を依頼することをあらかじめが高が付け出て、その居宅(介護予防)サービス計画に沿ったとの表別を行っているか。 「日宅(介護予防)サービス計画に沿ったサービスの提供を受けることをあらかじめ市町村に届け出て、その居宅(介護予防)サービス計画に沿ったとの提供」・居宅(介護予防)サービス計画に沿ったとの提供」・居宅(介護予防)サービス計画に沿ったとの提供」・居宅(介護予防)サービス計画に沿ったとの提供」 ・居宅(介護予防)サービス計画に沿った(介護予防)短期入所成業介護を提供しているか。  第 20 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		~ <u></u>		
(1) 要介護 (支援) 認定を受けていない場合は、説明を行い、必要な援助を行っているか。 ※必要な援助とは、既に申請が行われているかどうか確認し、申請をしていない場合は、利用申込者の意向を踏まえて申請を促すこと。  【居宅介護支援が利用者に対し行われていないケースがあった場合】 (2) 要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行っているか。  8 心身の状況等の把握 ・サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等を把握しているか。  (法定代理受領サービスを受けていなかか。  「法定代理受領サービスを受けていないケースがあった場合】・法定代理受領サービスを受けるための要件の説明を行っているか。 ※受けるための要件とは、居宅介護(介護予防)サービスあった場合】・法定代理受領サービスを受けていないケースがあった場合】・方条例第15条の7準用(下訪者含第40条の7準用)を第43220  「法定代理受領サービスを受けていないケースがあった場合」・法定代理受領サービスを受けるための要件の説明を行っているか。 ※受けるための要件とは、居宅介護(介護予防)サービス計画の作成を依頼することをあらかじめ市町村に届け出て、その居宅(介護予防)サービス計画に浴ったと、プラスを受けること。  10 居宅(介護予防)サービス計画に浴った(介護予防)短期人所療養介護を提供しているか。  「国宅 (介護予防)サービス計画に浴った(介護予防)短期人所養養介護を提供しているか。  「国宅 (介護予防)サービス計画に浴った(介護予防)短期人所表の表に必要を得に必要を得に必要との9準用(下訪者含素10条条の9準用(下訪者含素10条条の9準用)を第4185条(下欧者令第155条)・一定単条例第206条(地宅含合第155条)・一定単条例第185条(下欧者令第155条)・一方条例第51条の10年用(下助省合素40条の10年用) 第41818条(下欧者令第195条)・一方条例第51条の10年用(下助省合素40条の10年用) 第41818条(下欧者令第195条)・一方条例第51条の10年用(下助省合素40条の10年用) 第41818条(下欧者令第195条)・一方条例第51条の10年用(下助省合素40条の10年用) 第41818条(下欧者令第195条)・一方条例第51条の10年用(下助省合素40条の10年用) 第41818条(下欧者令第195条)・一方条例第51条の10年用(下助省合素40条の10年用) 第41818条(下欧者今第155条)・第4218 第4218 第421				   アクタ   第 00c タ (アウル A 第 155 タ )
(1) 要介護(支援) 認定を受けていない場合は、説明を行い、必要な接助を行っているか。 ※必要な接助を行っているか。 ※必要な接助を行っているか。 ※必要な接助を行っていない場合は、利用申込者の意向を踏まえて申請を促すこと。 【居宅介護支援が利用者に対し行われていないケースがあった場合】 (2) 要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行っているか。  8 心身の状況等の把握 ・サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等を把握しているか。  9 法定代理受領サービスを受けるための要件の説明を行っているか。 ※受けるための要件とは、居宅介護(介護予防)サービスがあった場合】 ・法定代理受領サービスを受けるための要件の説明を行っているか。 ※受けるための要件とは、居宅介護(介護予防)支援事業者に居宅介護があービストリンの関係を検験することをあらかじめ市町村に届け出て、その居宅(介護予防)サービス計画に基づく居宅(介護予防)サービス計画に作るを発生を受けること。  10 居宅(介護予防)サービス計画に沿った(介護予防)短期人所務美介護を提供しているか。  11 居宅(介護予防)サービス計画に沿った(介護予防)短期人所務美介護を提供しているか。  12 日宅(介護予防)サービス計画に沿った(介護予防)短期人所務美介護を提供しているか。  13 日宅(介護予防)サービス計画に沿った(介護予防)短期人所務美介護を提供しているか。  14 日宅(介護予防)サービス計画に沿った(介護予防)短期人所務美介護の場合(同宅省令第155条) ・一ち条例第51条の9年月(行政省令第155条) ・一ち条例第51条の9年月(行政省令第155条) ・一ち条例第51条の9年月(行政省令第155条) ・一ち条例第51条の10年月(行政省令第195条) ・一ち条例第51条の10年月(行政省令第195条) ・一ち条例第51条の10年月(行政省令第195条) ・一ち条例第51条の10年月(行政省令第195条) ・一ち条例第51条の10年月(行政省令第195条) ・一ち条例第51条の10年月(行政省令第195条) ・一ち条例第51条の10年月(行政省令第195条) ・一ち条例第51条の19年月(行政省令第195条) ・一ち条例第51条の19年月(行政省令第195条) ・一ち条例第51条の19年月(行政省令第155条)	7 两人类 (土板) 羽ウの由まには7板叫			
要な援助を行っているか。 ※必要な援助とは、既に申請が行われているかどうか確認し、申請をしていない場合は、利用申込者の意向を踏まえて申請を促すこと。  【居宅介護支援が利用者に対し行われていないケースがあった場合】(2) 要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行っているか。  8 心身の状況等の把握 ・サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等を把握しているか。  9 法定代理受領サービスを受けるための援助 【法定代理受領サービスを受けるための要件の説明を行っているか。 ※受けるための要件とは、居宅介護(介護予防)サービスがあった場合】・法定代理受領サービスを受けるための要件の説明を行っているから、 ※受けるための要件とは、居宅介護(介護予防)支援事業者に居宅介護155条(下防者令第195条)・一方監査側第155条(甲氏者令第195条)・一方助を削額15条等用(協宅者令第155条)・一方を利用第15条等用(協定者令第155条)・一方の事件(市該予防)サービス計画の作成を依頼することをあらかじめ市町村に届け出て、その居宅(介護予防)サービス計画にと、その居宅(介護予防)サービス計画にと、その居宅(介護予防)サービス計画に沿った(介護予防)・デンス・関連に発売して、一手助を利率に合き、(市政者令第195条)・一手助を利率155条(中防者令第195条)・一手助を利率155条(中防者令第195条)・一方助を利率155条(中防者令第195条)・一方助を利率155条(中防者令第195条)・一方助を利率155条(中防者令第195条)・一方助を利率156条(中防者令第195条)・一方助を利率156条(中防者令第195条)・一方助を利率156条(中防者令第195条)・一方助を利率156条(中防者令第195条)・一方助を利率156条(中防者令第195条)・一方助を利率156条(中防者令第195条)・一方助を利率156条(中防者令第195条)・一方助を利率156条(中防者令第195条)・一方助を利率156条(中防者令第195条)・一方助を利率156条(中防者令第195条)・一方助を利率156条(中防者令第195条)・一方助を利率156条(中防者令第195条)・一方助を利率156条(中防者令第195条)・一方助を利率156条(中防者令第195条)・一方助を利率156条(中防者令第195条)・一方助と利率156条(中防・156条)・156条(中防・156条)・156条(中防・156条)・156条(中防者令第155条)・156条(中防・156条)・156条(中防・156条)・156条(中防・156条)・156条(中が156条を利率155条)・156条(中が156条を利率155条)・156条(中が156条を利率155条)・156条(中が156条を利率156条)・156条(中が156条を利率156条)・156条(中が156条を利率156条)・156条(中が156条を利率156条)・156条(中が156条を利率156条)・156条(中が156条を利率156条)・156条(中が156条を利率156条)・156条(中が156条を利率156条)・156条(中が156条を利率156条)・156条(中が156条を利率156条を利率156条を利率156条(中が156条を利率156条を利率156条(中が156条を利率1		\- <del>\</del>	_	
※必要な援助とは、既に申請が行われているかどうか確認し、申請をしていない場合は、利用申込者の意向を踏まえて申請をしていない場合は、利用申込者の意向を踏まえて申請を促すこと。  【居宅介護支援が利用者に対し行われていないケースがあった場合】 (2) 要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行っているか。  8 心身の状況等の把握 ・サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置流れている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等を把握しているか。  9 法定代理受領サービスを受けるための援助 【法定代理受領サービスを受けるための援助】 【法定代理受領サービスを受けるための表件の説明を行っているか。 ※受けるための要件とは、居宅介護(介護予防)支援事業者に居宅(介護予防)サービスを受けるための要件の説明を行っているか。 ※受けるための要件とは、居宅介護(介護予防)支援事業者に居宅(介護予防)サービスを受けることをあらかじめ市町村に届け出て、その居宅(介護予防)サービス計画に指っることをあらかじめ市町村に届け出て、その居宅(介護予防)サービス計画に基づく居宅(介護予防)サービスを受けること。  10 居宅(介護予防)サービスを受けること。  10 居宅(介護予防)サービスを受けること。  10 居宅(介護予防)サービス計画に沿ったサービスの提供・房宅条(所第1条年用) まで325 を発信第1条条件(店宅省令第155条) を定条何第206条(居宅省令第155条) まで326 を提供しているか。  第2条何第206条(居宅省令第155条) まで3条何第158条(下防客令第195条) で3条何第188条(下防客令第196条) まで3年の第206条(居宅省令第155条) まで3年の第206条(居宅省令第155条) まで3年の第188条(下防省令第195条) で3年の第188条(下防省令第195条) また3年の第188条(下防省令第195条) また3年の第188条(下防省令第195条) また3年の第188条(下防省会第195条) また3年の第188条(下防省令第195条) また3年の第188条(下防さ条件の第188条(下防省令第195条) また3年の第188条(下防省令第195条) また3年の第188条(下防省令第195条) また3年の第188条(下防省令第195条) また3年の第188条(下防省令第195条) また3年の第188条(下防省令第195条) また3年の第188条(下防省令第188条(下防省令第188条(下防省令第188条(下防省令第188条(下防省令第188条(下下的省令第188条(下防省令第188条(下防省令第188条(下防省令第188条(下防省令第188条(下防省令第188条(下下的省令第188条(下防省令第188条(下下的有的有188条(下下的有的有188条(下下的有的有的有的有的有的有的有的有的有的有的有的有的有的有的有的有的有的有的		適	台	赤 P314
申請をしていない場合は、利用申込者の意向を踏まえて申請を促すこと。  【居宅介護支援が利用者に対し行われていないケースがあった場合】 (2) 要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行っているか。  8 心身の状況等の把握 ・サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等を把握しているか。  4 小きの状況等を把握しているか。  5 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 【法定代理受領サービスを受けていないケースがあった場合】・法定代理受領サービスを受けるための要件の説明を行っているか。  ※受けるための要件とは、居宅介護(介護予防) 支援事業者に居宅・(介護予防)サービス計画になることをあらかじめ市町村に届け出て、その居宅(介護予防)サービス計画になることをあらかじめ市町村に届け出て、その居宅(介護予防)サービスを受けること。  10 居宅(介護予防)サービスを受けること。  10 居宅(介護予防)サービス計画に沿ったサービスの提供 表別第18条(下め省令第195条) 下的条例第18条(下め省令第195条) 下的条例第18条(下め省令第195条) 下的条例第18系(下め省令第195条) 下的条例第18系(下め省令第195条) 下的条例第18系(下め省令第195条) 下的条例第18系(下め省令第195条) 下的条例第18系(下め省令第195条) 下的条例第18系(下め省令第195条) 下的条例第18系(下め省令第195条) 下的条例第18系(日本省令第195条) 下的条例第18系(日本省令第185条) 下的条例第18系(日本省令第195条) 下的条例第18系(日本省令第195条) 下の条例第18系(日本省中省日本省日本日本省日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日				
を促すこと。  【居宅介護支援が利用者に対し行われていないケースがあった場合】 (2) 要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了目の30日前には行われるよう必要な援助を行っているか。  8 心身の状況等の把握  8 心身の状況等の把握  8 心身の状況等の把握  1 かービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その世がれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等を把握しているか。  9 法定代理受領サービスを受けるための援助  【法定代理受領サービスを受けるための援助  【法定代理受領サービスを受けるための要件の説明を行っているか。  ※受けるための要件とは、居宅介護(介護予防)サービス計画に指することをあらかにめず可付に届け出て、その居宅(介護予防)サービス計画に指することをあらかにあずる(居宅(介護予防)サービス計画に指することをあらかにあずる(居宅(介護予防)サービス計画に指することをあらかにあずる(民宅(介護予防)サービス計画に治ったサービス計画に若なく居宅(介護予防)サービス計画に治ったサービス計画に若ならなの提供。領人記録 居宅条例第206条(居宅省令第155条)  一方防条例第185条(子防省令第195条)  一方防条例第185条(子防省令第195条)  一方防条例第185条(子防省令第195条)  一方防条例第185条(子防省令第195条)  一方防条例第185条(子防省令第195条)  一方防条例第185条(子防省令第195条)  一方防条例第185条(子防省令第195条)  一方防条例第185条(子防省令第195条)  一方防条例第185条(子防省令第195条)  一方防条例第206条(居宅省令第165条)  一方防条例第206条(居宅省令第195条)  一方防条例第185条(子防省令第195条)  一方防条例第185条(子防衛中原列等185条)  一方防系列第185条(子防衛中原列等185条)  一方成列第185条(子防衛中原列等185条)  一方成列第185条(子防衛中原列等185条)  一方成列第185条(子防衛中原列等185条)  一方成列第185条(子防衛中原列等185条)  一方成列第185条(居民衛令第185条)  一方成列第185条(居民衛令第185条)  一方成列第185条(居民衛令第185条)  一方成列第185条(居民衛令第185条)  一方成列第185条(居民衛令第185条)  一方成列第185条(居民衛衛の第185条)  一方成列第185条(居民衛令第185条)  一方成列第185条(居民衛令第185条)  一方成列第185条(居民衛令第185条)  一方成列第185条(居民衛衛の第185条)  一方成列第185条(居民衛衛の第185条)  一方成列第185条(居民衛衛の第185条)  一方成列第185条(居民衛衛の第185条)  一方成列第185条(居民衛衛の第185条)  「市政利第185条(居民衛命の第185条)  「市政利第185条(居民衛衛の第185条)  「市政利第185条(居民衛衛の第185条)  「市政利第185条(居民衛衛の第185条)  「市政利第185条(居民衛衛の第185条)  「市政利第185条(居民衛衛の第185条)  「市政利第185条(居民衛衛の第185条)  「市政利第185条(居民衛衛の第185条)  「市政利第185条(居民衛衛の第185条)  「市政利第185条(居民衛衛の第185条)  「市政利第185条(居民衛衛衛の第185条)  「市政利第185条(居民衛衛の第185条(居民衛衛衛の第185条(居民衛衛衛の第185	※必要な援助とは、既に申請が行われているかどうか確認し、			予防条例第 185 条(予防省令第 195 条)
【居宅介護支援が利用者に対し行われていないケースがあった場合】 (2) 要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行っているか。  8 心身の状況等の把握 ・サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等を把握しているか。  9 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 【法定代理受領サービスを受けていないケースがあった場合】 ・法定代理受領サービスを受けるための要件の説明を行っているか。 ※受けるための要件とは、居宅介護(介護予防)サービス計画に基づく居宅(介護予防)サービス計画に基づく居宅(介護予防)サービス計画に指示した。  10 居宅(介護予防)サービス計画に沿ったサービスの提供 ・居宅(介護予防)サービス計画に沿ったサービスの提供 ・居宅(介護予防)サービス計画に沿ったが、(介護予防)短期入所療養介護を提供しているか。  ※同様を提供しているか。  ※おけるための要件とは、居宅介護(介護予防)サービス計画に基づく居宅(介護予防)サービス計画に指示した。  10 居宅(介護予防)サービス計画に沿ったサービスの提供 ・居宅(介護予防)サービス計画に沿ったり、(介護予防)短期入所療養介護を提供しているか。  ※おけるための要件側に記者の第20条(原宅者の第155条) ・ で条例第206条(原宅者の第155条)	申請をしていない場合は、利用申込者の意向を踏まえて申請			→予防条例第51条の6準用(予防省令第49条の6準
【居宅介護支援が利用者に対し行われていないケースがあった場合】 (2) 要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の論了日の30日前には行われるよう必要な援助を行っているか。  8 心身の状況等の把握 ・サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等を把握しているか。  9 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 【法定代理受領サービスを受けるための要件の説明を行っているか。 ※受けるための要件とは、居宅介護(介護予防)支援事業者に居宅(介護予防)サービス計画の作成を依頼することをあらかじめ市町村に届け出て、その居宅(介護予防)サービス計画の作成を依頼することをあらかじめ市町村に届け出て、その居宅(介護予防)サービス計画に指ってとをあらからが高が、まずります。 で「大きなの事件とは、居宅介護(介護予防)サービス計画に基づく居宅(介護予防)サービスを受けること。  10 居宅(介護予防)サービスを受けること。  10 居宅(介護予防)サービス計画に沿った(介護予防)短期入所募業介護を提供しているか。  11 居宅(介護予防)サービス計画に沿った(介護予防)短期入所募業介護を提供しているか。  12 居宅(介護予防)サービス計画に沿った(介護予防)短期入所募業介護を提供しているか。  13 居宅条例第185条(下防省令第195条)  14 居宅(介護予防)サービス計画に沿ったサービスの提供 ・居宅(介護予防)サービス計画に沿った(介護予防)短期入所募業介護を提供しているか。  15 定名例第185条(下防省令第195条)  16 居宅(介護予防)サービス計画に沿ったサービスの提供 ・居宅条例第185条(下防省令第195条)  17 方法の機等がある(長宅省令第155条)  18 定条例第185条(下防省令第195条)  27 方法の例第185条(下防省令第195条)  28 定条例第206条(原宅省令第155条)	を促すこと。			用)
(2) 要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行っているか。  8 心身の状況等の把握 ・サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等を把握しているか。  9 法定代理受領サービスを受けるための援助 【法定代理受領サービスを受けていないケースがあった場合】・法定代理受領サービスを受けるための要件の説明を行っているか。 ※受けるための要件とは、居宅介護(介護予防)サービス計画に指っことをあらかじめ市町村に届け出て、その居宅(介護予防)サービス計画に基づく居宅(介護予防)サービスを受けること。  10 居宅(介護予防)サービスを受けること。  10 居宅(介護予防)サービス計画に沿ったサービスの提供 ・居宅(介護予防)サービス計画に沿ったサービスの提供 ・居宅(介護予防)サービス計画に沿ったサービスの提供 ・居宅(介護予防)サービス計画に沿った(介護予防)短期入所療養介護を提供しているか。  10 居宅(介護予防)サービス計画に沿った(介護予防)短期入所療養介護を提供しているか。  11 居宅(介護予防)サービス計画に沿った(介護予防)短期入所療養介護を提供しているか。  12 歴史(介護予防)サービス計画に沿った(介護予防)短期入所療養介護を提供しているか。  13 西部に対して、(介護予防)が、(分養の養)が、(分養の養)が、(				赤P1220
(2) 要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行っているか。  8 心身の状況等の把握 ・サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等を把握しているか。  9 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 【法定代理受領サービスを受けていないケースがあった場合】・法定代理受領サービスを受けていないケースがあった場合】・法定代理受領サービスを受けるための要件の説明を行っているか。 ※受けるための要件とは、居宅介護(介護予防)サービス計画に指っことをあらかじめ市町村に届け出て、その居宅(介護予防)サービス計画に基づく居宅(介護予防)サービスを受けること。  10 居宅(介護予防)サービス計画に沿ったサービスの提供 ・居宅(介護予防)サービス計画に沿ったサービスの提供 ・居宅(介護予防)サービス計画に沿ったサービスの提供 ・居宅(介護予防)サービス計画に沿った(介護予防)短期入所療養介護を提供しているか。  10 居宅(介護予防)サービス計画に沿った(介護予防)短期入所療養介護を提供しているか。  11 居宅(介護予防)サービス計画に沿った(介護予防)短期入所療養介護を提供しているか。  12 歴宅条例第206条(居宅省令第155条) ・ 一時条例第185条(予防省令第195条) ・ 一局宅条例第206条(居宅省令第155条) ・ 一局宅条例第206条(居宅省令第155条) ・ 一局宅条例第185条(予防省令第195条) ・ 一局宅条例第185条(予防省令第195条) ・ 一局宅条例第185条(予防省令第195条) ・ 一時条例第185条(予防省令第195条) ・ 一時条例第185条(予防省令第195条) ・ 一時条例第185条(予防省令第195条) ・ 一時条例第185条(予防省令第195条) ・ 一時条例第185条(予防者令第195条) ・ 一時条例第185条(予防者令第155条)	【居宅介護支援が利用者に対し行われていないケースがあった場合】			
る要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行っているか。  8 心身の状況等の把握 ・サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等を把握しているか。  9 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 【法定代理受領サービスを受けていないケースがあった場合】・法定代理受領サービスを受けるための要件の説明を行っているか。 ※受けるための要件とは、居宅介護(介護予防)支援事業者に居宅(介護予防)サービス計画の作成を依頼することをあらかじめ市町村に届け出て、その居宅(介護予防)サービス計画に基づく居宅(介護予防)サービスを受けること。  10 居宅(介護予防)サービスを受けること。  10 居宅(介護予防)サービス計画に沿ったサービスの提供 ・居宅(介護予防)サービス計画に沿った(介護予防)短期入所療養介護を提供しているか。  10 居宅(介護予防)サービス計画に沿った(介護予防)短期入所療養介護を提供しているか。  11 居宅(介護予防)サービス計画に沿った(介護予防)短期入所療養介護を提供しているか。  12 歴史条例第185条(子防省令第195条) 中居を条例第185条(子防省令第195条) 中居を条例第185条(子防省令第195条) 中居を条例第185条(子防省令第195条) 中居を条例第185条(子防省令第195条) 中居を条例第185条(子防省令第195条) 中居を条例第185条(子防省令第195条) 中居を条例第185条(子防省令第195条) 中居を条例第185条(子防省令第195条) 中居を条例第185条(子防省令第195条) 中居条例第185条(子防省令第195条) 中居条例第185条(子防省令第195条) 中居条例第185条(子防省令第195条) 中居条例第185条(子防省令第195条) 中居条例第185条(子防省令第195条) 中居条例第185条(子防省令第195条) 中居条例第185条(子防省令第195条) 中居条例第185条(子防省令第195条) 中居条例第185条(子防省令第195条) 中居条例第185条(子防省令第155条)	1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -	瀋	丕	
8 心身の状況等の把握  ・サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等を把握しているか。  「基定代理受領サービスを受けるための援助  「法定代理受領サービスを受けていないケースがあった場合」・法定代理受領サービスを受けるための要件の説明を行っているか。  「法定代理受領サービスを受けていないケースがあった場合」・法定代理受領サービスを受けるための要件の説明を行っているか。  ※受けるための要件とは、居宅介護(介護予防)支援事業者に居宅(介護予防)サービス計画の作成を依頼することをあらかじめ市町村に届け出て、その居宅(介護予防)サービス計画に基づく居宅(介護予防)サービスを受けること。  「国客宅(介護予防)サービスを受けること。  「国客宅(介護予防)サービスを受けること。  「国客宅(介護予防)サービスを受けること。  「国家会員第206条(居宅省令第155条)  → 下防条例第185条(予防省令第195条)  → 下防条列第16条第用(居宅省令第155条)  → 下防条列第51条の10率用(下防省令第195条)  → 下防条列第51条の10率用(下防省令第195条)  → 下防条列第51条の10率用(下防省令第195条)  → 下的条列第51条の10率用(下防省令第195条)  → 下的条列第51条の10率用(下防省令第195条)  → 下的条列第51条の10率用(下防省令第195条)  → 下的条列第51条の10率用(下防省令第195条)		,( <u>)</u>		
<ul> <li>8 心身の状況等の把握</li> <li>9 サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等を把握しているか。</li> <li>9 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 [法定代理受領サービスを受けていないケースがあった場合] ・法定代理受領サービスを受けるための要件の説明を行っているか。</li> <li>※受けるための要件とは、居宅介護(介護予防)支援事業者に居宅(介護予防)サービス計画の作成を依頼することをあらかじめ市町村に届け出て、その居宅(介護予防)サービス計画に基づく居宅(介護予防)サービス計画に沿ったサービスが関係を関するによって、企業を利率15条準用(原宅省令第15条等) ・ 下助条例第185条(予防省令第19条の9準用)</li> <li>本P315</li> <li>否</li> <li>否</li> <li>10 居宅(介護予防)サービス計画に沿ったサービスの提供</li> <li>・居宅(介護予防)サービス計画に沿った(介護予防)短期入所療養介護を提供しているか。</li> <li>10 居宅(介護予防)サービス計画に沿った(介護予防)短期入所療養介護を提供しているか。</li> <li>第年2(介護予防)サービス計画に沿った(介護予防)短期入所療養介護を提供しているか。</li> <li>第一次の提供</li> <li>10 居宅(介護予防)サービス計画に沿った(介護予防)短期入所療養の調を206条(居宅省令第155条)・一房を条例第10条準用(原宅省令第155条)・一子防条例第185条(予防省令第195条)・一子防条例第185条(予防省令第195条)・一子防条例第185条(予防省令第195条)・一子防条例第185条(予防省令第195条)・一子防条例第185条(予防省令第195条)・一子防条例第185条(予防省令第195条)・一子防条例第185条(予防省令第195条)・一子防条例第185条(予防省令第195条)・一子防条例第185条(予防省令第195条)・一子防条例第185条(予防省令第195条)・一子防条例第185条(予防省令第195条)・一子防条例第185条(予防省令第195条)・一子防条例第185条(予防省令第195条)・一子防系例第185条(予防省令第195条)・一子防系例第185条(予防省令第195条)・一子防系例第185条(予防省令第195条)・一子防系例第185条(予防省令第195条)・一子防系例第185条(予防省令第195条)・一子防系例第185条(予防省令第195条)・一子防系例第185条(予防省令第195条)・一子防系例第185条(予防省令第195条)・一子防系例第185条(予防省令第195条)・一子防系列第185条(予防省令第155条)・一子防系列第185条(予防省会等155条)・一方防系列第185条(予防省会等155条)・一方防系列第185条(予防省会等155条)・一方防系列第185条(予防省会等155条)・一方防系列第185条(予防省会等155条)・一方防系列第185条(予防省会等155条)・一方防系列第185条(予防力等155条)・一方防系列第185条(予防力等155条)・一方防系列第185条(予防力等155条)・一方防系列第185条(予防力等155条)・一方防系列第185条(予防力等155条)・一方防系列第185条(予防力等155条)・一方防系列第185条(予防力等155条)・一方防系列第185条(予防力等155条)・一方防系列第185条(予防力等155条)・一方防系列第185条(予防力等155条)・一方等200条(居宅省令第155条)・一方的系列第185条(予防力等155条)・一方的系列第185条(予防力等155条)・一方的系列第185条(予防力等155条)・一方的系列第185条(予防力等155条)・一方的系列第185条(予防力等155条)・一方的系列第185条(予防力等155条)・一方的系列第185条(予防力等155条)・一方的系列第185条(予防力等155条)・一方的系列第185条(予防力等155条)・一方的系列第185条(予防力等155条)・一方的系列第185条(下的第1855条(下的第1855条(下的第1855条(下的第1855条(下的第185</li></ul>				
8 心身の状況等の把握	<u> </u>	<b></b>	<del> </del>	ル メッ相 出席 「加」これ
<ul> <li>・サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等を把握しているか。</li> <li>タ 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 【法定代理受領サービスを受けていないケースがあった場合】・法定代理受領サービスを受けるための要件の説明を行っているか。</li> <li>※受けるための要件とは、居宅介護(介護予防)支援事業者に居宅(介護予防)サービス計画の作成を依頼することをあらかじめ市町村に届け出て、その居宅(介護予防)サービス計画に基づく居宅(介護予防)サービスを受けること。</li> <li>10 居宅(介護予防)サービス計画に沿ったサービスの提供・居宅条例第206条(居宅省令第155条) - 場合条例第206条(居宅省令第155条) - 市助条例第185条(予防省令第49条の9準用) ***</li> <li>市町村に届け出て、その居宅(介護予防)サービス計画に基づく居宅(介護予防)サービス計画に沿ったサービスの提供 - 市助条例第185条(予防省令第195条) - 市助条例第206条(居宅省令第155条) - 市助条例第185条(予防省令第195条) - 市助条例第185条(予防省令第195条) - 市助条例第185条(予防省令第195条) - 市助条例第185条(予防省令第195条) - 市助条例第185条(予防省令第195条) - 市助条例第185条(予防省令第195条) - 市助条例第15条(予防省令第195条) - 市助条例第15条(下防省令第195条) - 市助条例第15条(下防省令第195条(下防省令第195条(下防省令第195条(下防省令第195条(下防省令第195条(下防省令第195条(下防省令第195条(下防省的第195条(下防省令第195条(下防省的第195</li></ul>				
かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等を把握しているか。    3   法定代理受領サービスの提供を受けるための援助				
用状況等を把握しているか。    予防条例第185条(予防省令第195条)		適	否	→居宅条例第13条準用(居宅省令第13条準用)
9 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助				赤P315
9 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 【法定代理受領サービスを受けていないケースがあった場合】 ・法定代理受領サービスを受けるための要件の説明を行っているか。 ※受けるための要件とは、居宅介護(介護予防)支援事業者に居宅(介護予防)サービス計画の作成を依頼することをあらかじめ市町村に届け出て、その居宅(介護予防)サービス計画に基づく居宅(介護予防)サービスを受けること。  10 居宅(介護予防)サービス計画に沿ったサービスの提供 ・居宅(介護予防)サービス計画に沿ったけービスの提供 ・居宅(介護予防)サービス計画に沿った(介護予防)短期入所療養介護を提供しているか。    日本・(の・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	用状況等を把握しているか。			予防条例第185条(予防省令第195条)
場定代理受領サービスの提供を受けるための援助				→予防条例第51条の7準用(予防省令第49条の7準
9 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助       居宅条例第206条(居宅省令第155条)         ・法定代理受領サービスを受けるための要件の説明を行っているか。       適         ※受けるための要件とは、居宅介護(介護予防)支援事業者に居宅(介護予防)サービス計画の作成を依頼することをあらかじめ市町村に届け出て、その居宅(介護予防)サービス計画に基づく居宅(介護予防)サービスを受けること。       一予防条例第185条(予防省令第49条の9準用)         10 居宅(介護予防)サービス計画に沿ったサービスの提供・居宅(介護予防)サービス計画に沿ったけービスの提供・房室(介護予防)サービス計画に沿った(介護予防)短期人所療養介護を提供しているか。       店宅条例第206条(居宅省令第155条)         市房業分譲を提供しているか。       一局宅条例第185条(予防省令第195条)         市房業分譲を提供しているか。       一方防条例第185条(予防省令第195条)         一方防条例第185条(予防省令第195条)       一方防条例第185条(予防省令第195条)         一方防条例第185条(予防省令第195条)       一方防条例第185条(予防省令第195条)         一方防条例第185条(予防省令第195条)       一方防条例第185条(予防省令第195条)         一方防条例第185条(序防省令第195条)       一方防条例第185条(序防省令第195条)				用)
<ul> <li>【法定代理受領サービスを受けていないケースがあった場合】 ・法定代理受領サービスを受けるための要件の説明を行っているか。</li> <li>※受けるための要件とは、居宅介護(介護予防)支援事業者に居宅(介護予防)サービス計画の作成を依頼することをあらかじめ市町村に届け出て、その居宅(介護予防)サービス計画に基づく居宅(介護予防)サービスを受けること。</li> <li>10 居宅(介護予防)サービス計画に沿ったサービスの提供・居宅(介護予防)サービス計画に沿ったサービスの提供・居宅(介護予防)サービス計画に沿った(介護予防)短期入所療養介護を提供しているか。</li> <li>10 居宅(介護予防)サービス計画に沿った(介護予防)短期入所療養介護を提供しているか。</li> </ul>				赤P1220
<ul> <li>【法定代理受領サービスを受けていないケースがあった場合】 ・法定代理受領サービスを受けるための要件の説明を行っているか。</li> <li>※受けるための要件とは、居宅介護(介護予防)支援事業者に居宅(介護予防)サービス計画の作成を依頼することをあらかじめ市町村に届け出て、その居宅(介護予防)サービス計画に基づく居宅(介護予防)サービスを受けること。</li> <li>10 居宅(介護予防)サービス計画に沿ったサービスの提供・居宅(介護予防)サービス計画に沿ったサービスの提供・居宅(介護予防)サービス計画に沿った(介護予防)短期入所療養介護を提供しているか。</li> <li>10 居宅(介護予防)サービス計画に沿った(介護予防)短期入所療養介護を提供しているか。</li> </ul>			<del> </del>	
<ul> <li>【法定代理受領サービスを受けていないケースがあった場合】 ・法定代理受領サービスを受けるための要件の説明を行っているか。</li> <li>※受けるための要件とは、居宅介護(介護予防)支援事業者に居宅(介護予防)サービス計画の作成を依頼することをあらかじめ市町村に届け出て、その居宅(介護予防)サービス計画に基づく居宅(介護予防)サービスを受けること。</li> <li>10 居宅(介護予防)サービス計画に沿ったサービスの提供・居宅(介護予防)サービス計画に沿ったサービスの提供・居宅(介護予防)サービス計画に沿った(介護予防)短期入所療養介護を提供しているか。</li> <li>「方方条例第185条(予防省令第195条)・日本を発明第16条準用(居宅省令第155条)・日本を発明第16条準用(居宅省令第16条準用)を存棄的第185条(予防条例第185条(予防省令第195条)・予防条例第185条(予防省令第195条)・予防条例第185条(予防省令第195条)・予防条例第185条(予防省令第195条)・アトリス・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア</li></ul>	9 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助			居宅条例第206条(居宅省令第155条)
・法定代理受領サービスを受けるための要件の説明を行っている が。  ※受けるための要件とは、居宅介護 (介護予防)支援事業者に居 宅 (介護予防)サービス計画の作成を依頼することをあらかじ め市町村に届け出て、その居宅 (介護予防)サービス計画に基 づく居宅 (介護予防)サービスを受けること。  10 居宅 (介護予防)サービス計画に沿ったサービスの提供 ・居宅 (介護予防)サービス計画に沿ったサービスの提供 ・居宅 (介護予防)サービス計画に沿った(介護予防)短期入				→居宅条例第15条準用(居宅省令第15条準用)
か。 ※受けるための要件とは、居宅介護 (介護予防)支援事業者に居 宅(介護予防)サービス計画の作成を依頼することをあらかじ め市町村に届け出て、その居宅 (介護予防)サービス計画に基 づく居宅 (介護予防)サービスを受けること。  10 居宅 (介護予防)サービス計画に沿ったサービスの提供 ・居宅 (介護予防)サービス計画に沿ったサービスの提供  ・居宅 (介護予防)サービス計画に沿った(介護予防)短期入 所療養介護を提供しているか。  「百万万余例第51条の9準用(予防省令第49条の9準 用) 本P1221 「日宅を分割50条(居宅省令第16条準用) 本P315 「予防条例第51条の10準用(日宅省令第195条) →予防条例第51条の10準用(予防省令第49条の10準用) 本P1221 「日宅条例第206条(居宅省令第155条)		海	不	
※受けるための要件とは、居宅介護 (介護予防) 支援事業者に居 宅 (介護予防) サービス計画の作成を依頼することをあらかじ め市町村に届け出て、その居宅 (介護予防) サービス計画に基 づく居宅 (介護予防) サービスを受けること。  10 居宅 (介護予防) サービス計画に沿ったサービスの提供 ・居宅 (介護予防) サービス計画に沿ったサービスの提供 ・ 居宅 (介護予防) サービス計画に沿った (介護予防) 短期入 所療養介護を提供しているか。  5 方防条例第185条 (予防省令第195条) → 居宅条例第16条準用(居宅省令第155条) → 居宅条例第16条準用(居宅省令第16条準用) 本 ア防条例第185条 (予防省令第195条) → 予防条例第185条 (予防省令第195条) → 予防条例第185条 (予防省令第195条) → 予防条例第51条の10準用(予防省令第49条の10準用) 本 ア防条例第51条の10準用(予防省令第49条の10準用) ま ア 防条例第185条 (予防省令第195条) → ア 防条例第51条の10準用(予防省令第49条の10準用) ま ア 防条例第185条 (予防省令第195条) → ア 防条例第51条の10準用(予防省令第49条の10準用) ま ア 防条列第185条 (予防省令第155条)		旭		亦1010
<ul> <li>宅(介護予防)サービス計画の作成を依頼することをあらかじめ市町村に届け出て、その居宅(介護予防)サービス計画に基づく居宅(介護予防)サービスを受けること。</li> <li>10 居宅(介護予防)サービス計画に沿ったサービスの提供・居宅(介護予防)サービス計画に沿ったけービスの提供・居宅(介護予防)サービス計画に沿った(介護予防)短期入所療養介護を提供しているか。</li> <li>適 下り条例第51条の9準用(予防省令第49条の9準用)を表別の9準度を表別の9準度を表別の9準度を表別の9準度を表別の9準度を表別の10を表別の10準度を表別の10</li></ul>	I v			
め市町村に届け出て、その居宅 (介護予防) サービス計画に基 づく居宅 (介護予防) サービスを受けること。 ポP1221 「10 居宅 (介護予防) サービス計画に沿ったサービスの提供 居宅 (介護予防) サービス計画に沿った (介護予防) 短期入 所療養介護を提供しているか。				
づく居宅(介護予防)サービスを受けること。				→予防条例第51条の9準用(予防省令第49条の9準
10 居宅(介護予防)サービス計画に沿ったサービスの提供 ・居宅(介護予防)サービス計画に沿った(介護予防)短期入 所療養介護を提供しているか。  居宅条例第206条(居宅省令第155条) →居宅条例第16条準用(居宅省令第16条準用) 赤P315 予防条例第185条(予防省令第195条) →予防条例第51条の10準用(予防省令第49条の10準用) 赤P1221 居宅条例第 206条(居宅省令第 155条)				用)
10 居宅(介護予防)サービス計画に沿ったサービスの提供 ・居宅(介護予防)サービス計画に沿った(介護予防)短期入 所療養介護を提供しているか。  「おりが、 まずいでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	づく居宅(介護予防)サービスを受けること。		ļ	赤P1221
・居宅(介護予防)サービス計画に沿った(介護予防)短期入 所療養介護を提供しているか。 一・居宅(介護予防)サービス計画に沿った(介護予防)短期入 一・方の条例第185条(予防省令第195条) ・予防条例第51条の10準用(予防省令第49条の10 準用) 赤ア1221 居宅条例第 206条(居宅省令第 155条)				居宅条例第206条(居宅省令第155条)
所療養介護を提供しているか。  - 予防条例第185条(予防省令第195条)  - → 予防条例第51条の10準用(予防省令第49条の10準用)  - 本P1221  - 居宅条例第 206 条(居宅省令第 155 条)	10 居宅(介護予防)サービス計画に沿ったサービスの提供			→居宅条例第16条準用(居宅省令第16条準用)
→予防条例第51条の10準用(予防省令第49条の10 準用) 赤P1221 居宅条例第 206 条(居宅省令第 155 条)	・居宅(介護予防)サービス計画に沿った(介護予防)短期入	適	否	赤P315
→予防条例第51条の10準用(予防省令第49条の10 準用) 赤P1221 居宅条例第 206 条(居宅省令第 155 条)	所療養介護を提供しているか。			予防条例第185条(予防省令第195条)
進用) 赤P1221 居宅条例第 206 条(居宅省令第 155 条)				   →予防条例第51条の10準用(予防省令第49条の10
赤P1221 居宅条例第 206 条(居宅省令第 155 条)				
居宅条例第 206 条(居宅省令第 155 条)				
		ļ	<del> </del>	
11       サービ A の提供の記録         → 居宅条例第 19 条準用(居宅省令第 19 条準用)				
		\		
(1) 指定(介護予防)短期入所療養介護を提供した際には、サービ   適   否   赤 P315		適	否	
ス提供票等に実績を記録しているか。 予防条例第 185 条(予防省令第 195 条)				予防条例第 185 条(予防省令第 195 条)
(2) 指定(介護予防)短期入所療養介護を提供した際には、具体的   適   否   →予防条例第51条の13準用(予防省令第49条の13	(2) 指定(介護予防)短期入所療養介護を提供した際には、具体的	適	否	→予防条例第51条の13準用(予防省令第49条の13
なサービス内容等を記録し、利用者から申出があった場合は、 <sup>準用)</sup>	なサービス内容等を記録し、利用者から申出があった場合は、			準用)

~L ~~ _	\_L.		R3.4 岡山市版
確 認 事 項	適	台	確認書類・根拠
文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に提供			赤P1221
しているか。		ļ	
12 利用料等の受領			領収書控、同意に関する記録
【法定代理受領サービスに該当する場合】			居宅条例第195条(居宅省令第145条)
(1) 1割又は2割相当額の支払いを受けているか。	適	否	赤P316
【法定代理受領サービスに該当しない場合】			予防条例第180条(予防省令第190条)
(2) 10割相当額の支払いを受けているか。		1 ' '	赤P1287
(3) 基準額との間に不合理な差額が生じていないか。	適	否	419号告示 赤P1432~
【滞在費・食費】			【通所介護等における日常生活に要する費
(4) 「居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関	適	否	用の取扱いについて】 赤P1438~
する指針」に沿って、適正な手続きによって、適正な契約締結			
が行われているか。			
(5)食事と滞在に要する額の支払を受けているか。	適	否	
食費			!
・個室、多床室ともに食材料費+調理費相当額			
滞在費			
・個室(従来型個室等)室料+光熱水費相当額			
し・多床室光熱水費相当額 」			
(6) 滞在費・食費の具体的内容、金額の設定・変更等に関する運	適	否	
営規程への記載や施設内等への掲示がなされているか。			
(7) 滞在費は滞在環境に応じて適正に設定されているか。	適	否	
(8) 滞在費の設定に当たっては、施設の建設費用(修繕・維持管	適	否	
理費用等を含み、公的助成の有無も勘案)が勘案されているか。			
また、近隣の類似施設の家賃及び光熱水費の平均的費用が勘案	適	否	
されているか。			
(9) 食費の設定に当たっては、食材料費+調理費相当として適切	適	否	
に設定されているか。			
(10) 滞在費・食費が特別な室料と特別な食費に明確に区分されているか。	適	否	123号告示 赤P1434~
【特別な居室料・特別な食事料の支払を受けている場合】			
(11) 「厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の	適	否	
提供に係る基準等」に沿って、適正な手続きによって、適正な			
契約締結が行われているか。			
(12) 特別な居室・特別な食事の提供が、利用者への情報提供を前	適	否	
提として利用者の選択に基づいて行われているか。			
【その他の費用の支払いを受けている場合】			
(13) 理美容代の支払いを受けている場合は、運営規程に従い適切	適	否	介護保険施設等におけるおむつ代に係る利
に徴収されているか			用料の徴収について(平成12年老振第25号・
(14) 「その他の日常生活費」の対象となる便宜の中で、支払いを	適	否	老健第94号) 赤P1441
受けることができないもの(保険給付の対象となっているサー			
ビス)はないか。(例:おむつ代)			
(15) 「その他の日常生活費」の対象となる便宜の中で、保険給付	適	否	
の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまい			
な名目による費用の支払いを受けていないか。			
(16) 「その他の日常生活費」の受領は、その対象となる便宜を行	適	否	
うための実費相当額の範囲内で行われているか。(積算根拠は			
明確にされているか。)			
(17) 「預り金の出納管理に係る費用」の支払いを受ける場合は、	適	否	
厚労省通知の要件を満たしているか。		'	
	L	L	L

確 認 事 項	適	不	(3.4 両山市) 確認書類・根拠
	迎		推论音块、仅处
(①責任者及び補助者が選定され、印鑑と通帳が別々に保管さ)			
れているか。			
②適切な管理がされていることの確認が、複数の者により常			
に行える体制で出納事務が行われているか。			
③利用者との保管依頼書(契約書)、個人別出納台帳等、必要			
な書類を備えているか。			
④利用者から出納管理に係る費用を徴収する場合にあって			
は、その積算根拠を明確にし、適切な額を定めることとし			
ているか(預り金の額に対し、月当たり一定割合とするよ			
うな取扱いは認められない)。			
(18) (4)から(17)までの支払いを受ける場合には、その内容及び	適	否	
費用について、あらかじめ利用者又はその家族に対して説明を			
行い、文書による事前説明が十分になされた上、同意を得てい			
るか。			
(19) 上記の同意は、文書に利用者の署名を受けることにより行っ	油	丕	
ているか。	, <u></u>		
(20) 「その他日常生活費」とは区分される費用についても同様の	適	不	
取扱いとしているか。	旭		
	/苹	ボ	Λ =# /Π PΛ >4 for 10 ft for exis
			介護保険法第48条第7項
(22) 「預り金」による精算を実施している場合についても、同様	適	省	
の領収証及び出納の内訳を示す文書を交付しているか。	\		
(23) 課税の対象外に消費税を賦課していないか。	適	' '	
(24) 領収証については、保険給付に係る1割又は2割負担部分と	適	否	介護保険法施行規則第82条
保険給対象外のサービス部分(個別の費用ごとに明記したも			
の)に区分したものを利用者に対して発行しているか。			
【滞在費・食費の低所得者対策について】			告示411号~414号 緑P1088~
(25) 利用者負担第1段階から第3段階に属する利用者について、	適	否	
「負担限度額認定証」の提示を受け確認を行っているか。			
(26) 利用者負担第1段階から第3段階に属する利用者について、	適	否	
それぞれの負担限度額を超えて、滞在費・食費を徴収していな			
いか。			
			居宅条例第206条(居宅省令第155条)
13 保険給付の請求のための証明書の交付			→居宅条例第21条準用(居宅省令第21条準用)
【法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合】			赤P318
・サービスの内容、費用の額等を記したサービス提供証明書を交	適	否	予防条例第185条(予防省令第195条)
付しているか。			→予防条例第52条の2準用(予防省令第50条の2準
(様式は平成12年3月8日開催の全国介護保険担当者会議資料を参			用)
考とすること。)			赤P1222
平成21年4月版介護報酬の解釈単位数表編P1253~1255			
若しくは			
http://www.wam.go.jp/wamappl/bb05kaig.nsf/0/911bd543c227			
973a4925689d001b98fd?OpenDocument			
14 指定(介護予防)短期入所療養介護の取扱方針			短期入所療養計画書、身体拘束に関する記
(1) 利用者の療養を妥当適切に行っているか。	適	否	録、診療録、説明書、経過観察記録
(2) 4日以上連続して利用する利用者について、(介護予防)短期	適	否	居宅条例第196条(居宅省令第146条)
入所療養介護計画が適切に作成されているか。			赤P318
(3) (介護予防) 短期入所療養介護計画に基づいて実施され、漫然	適	否	予防条例第186条、第187条(予防省令第196
かつ画一的なものとならないように配慮されているか。	-	·	条、197条)
(4) 療養上必要な事項について、利用者又は家族に対し、理解し	適	否	赤P1290
		L	L

			R3.4 岡山市片
確 認 事 項	適	否	確認書類・根拠
やすいように指導又は説明を工夫して行っているか。			
(5) 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、主治医は、そ	適	否	
の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得			
なかった理由を記録しているか。(主治医が診療録に記載して			
いるか。)			
(6) 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するた	適	否	予防条例第181条(予防省令第191条)
め 緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の			赤P1288
行動を制限する行為を行っていないか。			身体拘束ゼロへの手引き P7
☆身体的拘束の対象となる具体的行為			
【①徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢を 】			
ひも等で縛る。			
②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。			
③自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)			
で囲む。			
④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢を			
ひも等で縛る。			
⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮			
膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン			
型の手袋等をつける。			
⑥車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりしないよ			
うに、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。			
② 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような			
椅子を使用する。			
⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ			
服)を着せる。			
⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四			
肢をひも等で縛る。			
⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させ			
る。			居宅等条例解釈通知別紙:第2の9の(1)ア③
● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●			→居宅等条例解釈通知別紙:第2の1の(1)ア①
(7) 自ら行う評価に限らず、外部の者による評価(利用者アンケ	適	否	居宅等条例解釈通知別紙:第3の2の(7)ア④
ート等を含む)など、多様な評価方法を用いているか。			→居宅等条例解釈通知別紙:第2の1の(1)ア①
(8) 【条例独自基準】認知症、障害等により判断能力が不十分な	適	否	居宅等条例解釈通知別紙:第2の9の(1)ア④
利用者に対し、適正な契約手続等を行うために成年後見制度の			→居宅等条例解釈通知別紙:第2の1の(1)ア③
活用が必要と認められる場合は、地域包括支援センターや市町			居宅等条例解釈通知別紙:第3の2の(7)ア⑤
村担当課等の相談窓口を利用者又は家族に紹介する等、関係機			→居宅等条例解釈通知別紙:第2の1の(1)ア③
関と連携し、利用者が成年後見制度を活用することができるよ			
うに支援に努めているか。			
15 (介護予防) 短期入所療養介護計画作成			短期入所療養介護計画書、協議の記録
(1) 施設に介護支援専門員がいる場合には介護支援専門員に、い	適	否	
ない場合は(介護予防)療養介護計画作成の経験を有する者に			居宅条例第197条(居宅省令第147条)
(介護予防)短期入所療養介護計画を作成させているか。			赤P318
(2) (介護予防)短期入所療養介護計画の作成に当たっては、医師、	適	否	
理学療法士、作業療法士、薬剤師、栄養士など他の従業者と十			予防条例第187条(予防省令第197条)
分内容を検討しているか。			赤P1290
(3) (介護予防)短期入所療養介護計画には、下記の内容が記載さ	適	否	
れているか。			
①サービスの目標			
○ 日煙を達成するための目休的なサービスの内容	1	!	1

②目標を達成するための具体的なサービスの内容

			R3.4 岡山市版
確認事項	適	否	確認書類・根拠
(4) (介護予防)短期入所療養介護計画を利用者又はその家族に説	適	否	
明し、同意を得ているか。			
(5) 作成された(介護予防)短期入所療養介護計画を利用者に交	適	否	
付しているか。			
		<del> </del>	
16 診療の方針			居宅条例第198条(居宅省令第148条)
(1) 医師は、常に利用者の病状や心身の状態の把握に努め、特に	净	杰	
診療に当たっては、的確な診断をもととし、利用者に対して必	,UE	Н	予防条例第188条(予防省令第198条)
要な検査、投薬、処置等を妥当適切に行っているか。			赤P1291
(2) 「別に厚生労働大臣が定める療法等」に定めるもののほかの	淬	不	M11231
特殊な療法又は新しい療法等を行っていないか。	迎		104日生二
	/本	<u>~</u>	124号告示 赤P320 125号告示 赤P320
	旭	台	125号音示 亦1250
する法律(昭和35年法律第145号)第2条第17項に規定する治験			
に係る診療において、当該治験の対象とされる薬物を使用する			
場合を除き、「指定短期入所療養介護事業所、介護老人保健施			
設及び指定介護療養型医療施設並びに指定介護予防短期入所			
療養介護事業所の医師の使用医薬品」に定める医薬品以外の医			
薬品を入院患者に施用、又は処方していないか。		<u> </u>	
			居宅条例第199条(居宅省令第149条)
17 機能訓練			赤P320
・必要に応じ理学療法、作業療法等適切なリハビリテーションを	適	否	予防条例第189条(予防省令第199条)
計画的に行っているか。(寝かせきりにしていないか。)			赤P1292
18 看護及び医学的管理の下における介護			居宅条例第200条(居宅省令第150条)
(1) 入浴は、1週間に2回以上適切な方法により実施している	適	否	赤P320
か。(入浴日が祝日及び行事等に当たった場合、代替日を設け			
ているか。)また、入浴が困難な場合は清拭を実施するなど利			予防条例第190条(予防省令第200条)
用者の清潔保持に努めているか。			赤P1292
(2) 排泄の自立についてトイレ誘導や排泄介助等必要な援助を	滴	否	
行っているか。	, <u></u>		
(3) 利用者に適したおむつを提供しているか。	滴	丕	
(4) おむつ交換は利用者の排泄状況を踏まえて実施しているか。	適	_	
(5) 特に夜間においては十分配慮されているか。	適	1	
(6) おむつ交換時には、衝立、カーテン等を活用するなど利用者	適	1 ' '	
の心情に配慮しているか。	旭		
	运	不	
(7) おむつ交換時は、体位変換、換気、消臭に配慮し、汚物は速	適	省)	
やかに処理しているか。	\ <del>2</del>	<u>~</u>	
	適	省	
しポータブルトイレなどを活用しているか。	\- <del>\</del>	_	
(9) 褥瘡が発生しないような適切な介護と発生予防のための体	適	台	
制整備を行っているか。			
(例)			
・褥瘡ハイリスク患者に対し、褥瘡予防のための計画作成、実			
践、評価を行っている			
・専任の施設内褥瘡予防対策担当者(看護師が望ましい)を決め			
ている			
・医師、看護職員、介護職員、栄養士等で構成する褥瘡対策チ			
ームを設置している			
(10) 離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行って	適	否	
いるか。			

							R3.4 岡山市版
確認	事	項			適	否	確認書類・根拠
19 食事の提供							喫食調査結果
(1) 個々の利用者の栄養状態	に応じて摂	食•職下格	後能及び食形	能 i	滴	否	居宅条例第 201 条(居宅省令第 151 条)
にも配慮した栄養管理を行							赤 P321
栄養状態、身体の状況並び			- , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,				予防条例第 191 条(予防省令第 201 条)
計画的な食事の提供を行っ							赤 P1292
	_		村有が くさる	1			Ŋ, F1292
け離床して食事を摂れるよ		_	. M. a. al. D. ak	,  ,	_		
(2) 夕食は午後5時以降に提	共されてい	るか。(午	一後 6 時以降	2   i	適	台	
することが望ましい。)							
(3) 業務の委託を行っている	場合は、管理	理者が業務	务上必要な注	:意   i	適	否	(委託契約をしている場合は)委託契約書
を果たし得るような体制と	契約内容に	より、食事	事の質が確保	:さ			
れているか。							
☆医療機関が自ら実施すべ	き業務						
(①栄養管理(給食委員会の選	営、献立表	長作成基準	の作成、献	) [			
立表の確認、食数の注文							
等の企画・実施、検食の			_, _,,,,				
②調理管理(作業仕様書の確			恝⊈)				
③材料管理(食材の点検、食							
			•				
④施設等管理(調理加工施部			及布の唯裕)				
⑤業務管理(業務分担・従業			7 6m6m — La I A				
⑥衛生管理(衛生面の遵守事			2簿の点検・				
確認、緊急対応を要する							
【⑦労働衛生管理(健康診断集	施状況等の	)確認)	-	ノー			
(4) 保健所から指摘された事」	頁について-	十分改善が	ぶされている	ì	適	否	医療監視結果
か。			_				
(・食事サービス従業者に対	する管理		)				
・食品に対する管理							
・食品庫、冷蔵庫、消毒漕	汚水汚物	及び防蠅、	防鼠等の				
施設、設備、環境に対す			j				
(5) 利用者に対して適切な食		を行って	いろか	ì	適	丕	
(6) 食事の内容については、			=				<b>公</b>
いて検討が加えられている		民工で 白 (	3 柏及云賊に	. 40 J			和及云战战争终
マ・ < 1次 引 ハ・ハ へ り 4 0 く 0 、 る	√¹ <sub>0</sub>						市 學 引 压 (知 件 ) 書
00 7 0 14 0 11 12 - 0 12 11	1						事業計画(報告)書
20 その他のサービスの提供	]		/ > 1 > 41		_		居宅条例第 202 条(居宅省令第 152 条)
(1) 適宜利用者のためのレク	リエーショ	ン行事を	行うよう努め	5  i	適	台	赤 P321
ているか。				ì	適	丕	予防条例第 192 条(予防省令第 202 条)
(2) 常に利用者の家族との連	携を図るよ	う努めて	いるか。		UEU.	<u></u>	赤 P1293
				T	T		居宅条例第206条(居宅省令第155条)
21 利用者に関する市町村への	り通知						→居宅条例第27条準用(居宅省令第26条準用)
・利用者が次のいずれかに該	当する場合	に、遅滞が	なく、意見を	付lì	適	否	赤P322
してその旨を市町村に通知	しているか	0					予防条例第185条(予防省令第195条)
①正当な理由なしにサービ		-	示に従わず、	要			→予防条例第52条の3準用(予防省令第50条の3準
介護状態の程度を増進さ		124 / 00 1H /	- 1 - VC 12 / 1	^			用)
②偽りその他不正の行為に		給付を受し	け ∇ <i>け</i> ⊖ け	۱ ۲			赤P1222
	ひょく 体険	かりして 又り	い、人は又り	6			
<u>し</u> うとした。							

確 認 事 項	適	否	確認書類・根拠
22 管理者の責務   ・管理者は従業者の管理、利用の申込みに係る調整、業務の実施 状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。	適	否	組織図 居宅条例第206条(居宅省令第155条) →居宅条例第57条準用(居宅省令第52条準用) 赤P322 予防条例第185条(予防省令第195条) →予防条例第54条準用(予防省令第52条準用) 赤P1222
23 運営規程 ・運営規程は、実際に行っているサービスの内容と合致しているか。 ①事業の目的及び運営の方針 ②従業者の職種、員数及び職務の内容 ③指定短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額 ④通常の送迎の実施地域 ⑤施設利用に当たっての留意事項 ⑥【条例独自基準】事故発生時における対応方法 ⑦非常災害対策 ⑧【条例独自基準】身体的拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合の手続 ⑨虐待の防止のための措置に関する事項 ⑩【条例独自基準】成年後見制度の活用支援 ⑪【条例独自基準】 成年後見制度の活用支援 ⑪【条例独自基準】 古情解決体制の整備 ⑫その他運営に関する重要事項	適	否	居宅条例第203条(居宅省令第153条) 居宅等条例解釈通知別紙:第2の9の(1)イ(8) 赤P322 予防条例第182条(予防省令第192条) 赤P1288
24 勤務体制の確保等 (1) 勤務体制が勤務表(原則として月ごと)により明確にされているか。(勤務計画が病棟ごとに作成されているか。)	適	否	勤務計画表 居宅条例第206条(居宅省令第155条) →居宅条例第110条準用(居宅省令第101条準用)
【三交代制の場合】     (申し送り時間)       : ~ : ( : ~ : )       : ~ : ( : ~ : )       : ~ : ( : ~ : )       【二交代制の場合】     (申し送り時間)       : ~ : ( : ~ : )       : ~ : ( : ~ : )       (2) 当該事業所の従業者によってサービスの提供が行われてい	滴	否	赤P323 予防条例第185条 (予防省令第195条) →予防条例第124条の2準用 (予防省令第120条の2 準用) 赤P1254
るか。(利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については 委託が可能。調理、洗濯、清掃等業務委託を行っている場合、 その内容は適切か。) (3) 従業者の資質向上のため、各種研修会に参加させているか。 (4) 【条例独自基準】 (3)の研修には高齢者の人権擁護や虐待防 止等の内容を含めているか。	適適	否 否	研修計画 居宅等条例解釈通知別紙:第2の9の(1)エ →居宅等条例解釈通知別紙:第2の6の(2)ウ
(5) 全ての従業者(医療・福祉関係の資格を有する者を除く。) に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために 必要な措置を講じているか。 また、新規採用者については、採用後1年以内に受講させて いるか。	適	(省)	

			R3.4 尚山市版
確 認 事 項	適	否	確認書類・根拠
<ul> <li>※医療・福祉関係の資格</li> <li>看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修課程一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等</li> <li>※令和6年3月31日までの間は、努力義務</li> <li>(6)職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。</li> <li>・職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発しているか。</li> <li>・相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知してい</li> </ul>	適	否	
るか。 			
25 業務継続計画の策定等 (1) 業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じているか。		否	30条の2準用)
(2) 業務継続計画には、以下の項目等を記載しているか。 又、想定される災害等は地域によって異なるものであること から、項目については実態に応じて設定しているか。 ① 感染症に係る業務継続計画 イ 平時からの備え(体制構築・整備、感染症防止に向けた 取組の実施、備蓄品の確保等) ロ 初動対応 ハ 感染拡大防止体制の確立(保健所との連携、濃厚接触者 への対応、関係者との情報共有等) ② 災害に係る業務継続計画 イ 平常時の対応(建物・設備の安全対策、電気・水道等の ライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等) ロ 緊急時の対応(業務継続計画発動基準、対応体制等) ハ 他施設及び地域との連携 (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継 続計画の変更を行っているか。 (4) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必		否	予防条例第185条(予防省令第195条) →予防条例第55条の2の2準用(予防省令第53条の2の2準用) 赤P1223
要な研修及び訓練を定期的(年2回以上)に実施しているか。 ※令和6年3月31日までの間は、努力義務 26 定員の遵守	適	否	居宅条例第 204 条(居宅省令第 154 条) 赤P328
るか。	<u>√114</u>		

確 認 事 項 適否 確認書類・	炎害時の連絡体系 る計画)、訓練記 令第 155 条) 宅省令第 103 条準月
(1) ・消防計画を届け出ているか。 ・消防法等に基づいて定期的に消火訓練、避難訓練を行って ・ いるか。 ・ 火災等の災害時の通報体制を職員に周知徹底しているか。 ・ 日頃から消防団や地域住民との連携体制を構築しているか。	る計画)、訓練記: 令第 155 条) 宅省令第 103 条準月
(1) ・消防計画を届け出ているか。 ・消防法等に基づいて定期的に消火訓練、避難訓練を行って ・ がるか。 ・ 火災等の災害時の通報体制を職員に周知徹底しているか。 ・ 日頃から消防団や地域住民との連携体制を構築しているか。 適 否 居宅条例第 206 条 (居宅省 (2) 消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、防火管 適 否 居宅条例第 112 条準用(居理者が行っているか。)	る計画)、訓練記: 令第 155 条) 宅省令第 103 条準月
・消防法等に基づいて定期的に消火訓練、避難訓練を行っているか。 ・火災等の災害時の通報体制を職員に周知徹底しているか。 ・日頃から消防団や地域住民との連携体制を構築しているか。 。日頃から消防団や地域住民との連携体制を構築しているか。 ② 消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、防火管理者の一個では、防火管理者が行っているか。 延べ面積300㎡以上=防火管理者(甲種防火管理講習修了者) 延べ面積300㎡未満=防火管理者(甲種及は乙種防火管理講習を行る) 修了者)  (3) 防火管理について責任者を定め、消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせているか。 ※収容人員(従業者と利用者数を合算)が30人未満の場合は  「酒店計画(消防計画に準ず 店店 大管理者選任届) 「西店主条例第206条(居宅省 古) 「日本主義の第112条準用(居) 「日本主義の第185条(予防省) 「日本主義の第185条(予防省) 「日本主義の業務を行わせているか。」 ※収容人員(従業者と利用者数を合算)が30人未満の場合は	令第 155 条) 宅省令第 103 条準月
いるか。 ・火災等の災害時の通報体制を職員に周知徹底しているか。 ・日頃から消防団や地域住民との連携体制を構築しているか。 道 (2) 消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、防火管理を発生を表別第 206 条 (居宅省) である。 理者が行っているか。 延べ面積300㎡以上=防火管理者(甲種防火管理講習修了者) 延べ面積300㎡未満=防火管理者(甲種又は乙種防火管理講習 修了者) 修了者) (3) 防火管理について責任者を定め、消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせているか。 ※収容人員(従業者と利用者数を合算)が30人未満の場合は    防火管理者選任届	令第 155 条) 宅省令第 103 条準月
・火災等の災害時の通報体制を職員に周知徹底しているか。 ・日頃から消防団や地域住民との連携体制を構築しているか。 適	宅省令第 103 条準月
・日頃から消防団や地域住民との連携体制を構築しているか。 (2) 消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、防火管理者が行っているか。 理者が行っているか。 延べ面積300㎡以上=防火管理者(甲種防火管理講習修了者) 延べ面積300㎡未満=防火管理者(甲種又は乙種防火管理講習修了者) 修了者) (3) 防火管理について責任者を定め、消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせているか。 ※収容人員(従業者と利用者数を合算)が30人未満の場合は	宅省令第 103 条準月
(2) 消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、防火管 理者が行っているか。 延べ面積300㎡以上=防火管理者(甲種防火管理講習修了者) 延べ面積300㎡未満=防火管理者(甲種又は乙種防火管理講習 修了者) (3) 防火管理について責任者を定め、消防計画に準ずる計画の樹 立等の業務を行わせているか。 ※収容人員(従業者と利用者数を合算)が30人未満の場合は	宅省令第 103 条準月
理者が行っているか。 延べ面積300㎡以上=防火管理者(甲種防火管理講習修了者) 延べ面積300㎡未満=防火管理者(甲種又は乙種防火管理講習 修了者) (3) 防火管理について責任者を定め、消防計画に準ずる計画の樹 立等の業務を行わせているか。 ※収容人員(従業者と利用者数を合算)が30人未満の場合は	
延べ面積300㎡以上=防火管理者(甲種防火管理講習修了者) 延べ面積300㎡未満=防火管理者(甲種又は乙種防火管理講習 修了者) (3) 防火管理について責任者を定め、消防計画に準ずる計画の樹 立等の業務を行わせているか。 ※収容人員(従業者と利用者数を合算)が30人未満の場合は	∧ 6tr 1 0 = 6t \
延べ面積300㎡未満=防火管理者(甲種又は乙種防火管理講習 修了者) (3) 防火管理について責任者を定め、消防計画に準ずる計画の樹 立等の業務を行わせているか。 ※収容人員(従業者と利用者数を合算)が30人未満の場合は  → 下防条例第185条(予防省 → 予防条例第124条の4準) あ。 **P1254~1255	∧ fote ↓ 0 = . 42 \
修了者) (3) 防火管理について責任者を定め、消防計画に準ずる計画の樹	A Mr + 0 = M \
修了者) (3) 防火管理について責任者を定め、消防計画に準ずる計画の樹 適	<b>守第 195 条</b> )
(3) 防火管理について責任者を定め、消防計画に準ずる計画の樹 適 否 の4 準用) 立等の業務を行わせているか。 ※収容人員(従業者と利用者数を合算)が30人未満の場合は	用(予防省令第 120
立等の業務を行わせているか。 ※収容人員(従業者と利用者数を合算)が30人未満の場合は	
※収容人員(従業者と利用者数を合算)が30人未満の場合は	
の八官姓について貝任有を足め、伯的計画に毕りる計画の樹	2000(1) +
立等の業務を行わせなければならない。 → 居宅等条例解釈通知別紙:	第2の6の(2)エ
(4) 【条例独自基準】施設の見やすい場所に、非常災害時の関係 適 否	
機関への通報一覧表及び当該施設における緊急連絡網並びに	
避難経路等非常災害時に直ちに実施すべき事項の概要を掲示	
しているか。	
(5) 【条例独自基準】非常災害時の実効性のある具体的な計画を   適   否	
立てているか。	
・施設が立地する地域の自然条件等を踏まえているか。 適 否	
・想定される非常災害の種類ごとに計画を立てているか。 適 否	
・災害の規模や被害の程度に応じた計画を立てているか。 適 否	
(6) 【条例独自基準】 (3)の計画に従い、実際の非常災害に対応 適 否	
できる実効性の高い避難又は救出に係る必要な訓練をしてい	
るか。	
(7)(6)の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよ 適 否	
う連携に努めているか。	
(8) 【条例独自基準】近隣の自治体、地域住民、介護保険施設そ   適   否	
の他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等と	
相互に支援及び協力を行うための体制の整備に努めているか。	
(9) 【条例独自基準】非常災害時には、地域の高齢者、障害者、 適 否	
乳幼児等の特に配慮を要する者を受け入れる等支援に努めて	
いるか。	
28 衛生管理等 受水槽の清掃記録、衛生で	マニュアル、
(1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する 適 否 医薬品等の管理簿、管理で	マニュアル、
水の衛生管理をしているか。 検診記録、検査記録、医療	<b></b> 療監視結果
(2) 医薬品、医療機器は清潔な状態に保たれ、かつ、保守管理が 適 否	
十分に行われているか。	令第155条)
1 /2 1 - 12 42 42 5 1 0 4 0	
(3) 感染症 食中毒が発生・すんがしたいとう必要が措置を繕じ 満 盃 → 早空を帰営146条準田(早空	ュロ トルルエン木 午 用 /
(3) 感染症、食中毒が発生・まん延しないよう必要な措置を講じ 適 否 → 居宅条例第146条準用(居宅 ているか)	
でいるか。 赤P329~331	A ## 10 5 # 1
ているか。 ・医療監視により保健所から指導された事項に対する改善状況 適 否	
ているか。 ・医療監視により保健所から指導された事項に対する改善状況 適	
ているか。	
ているか。 ・医療監視により保健所から指導された事項に対する改善状況 適	

			R3.4 岡山市月
確 認 事 項	適	否	確認書類・根拠
業者に周知徹底しているか。			
・感染症、食中毒の予防・まん延防止のための指針を整備して	適	否	
いるか。			
・介護職員その他の従業者に対し、感染症、食中毒の予防・ま	適	否	
ん延防止のための研修会並びに訓練を定期的に実施している			
か。			
※令和6年3月31日までの間は、努力義務			
(4) 空調設備等により施設内の適温の確保に努めているか。	適	否	
(1) 1/4/10/10/11/11/11/11/11/11/11/11/11/11/11/	~ <u>~~</u>		
29 掲示			居宅条例第206条(居宅省令第155条)
<u>20 1977</u>	海	丕	→居宅条例第34条準用(居宅省令第32条準用)
は、施設へ備え付け、いつでも関係者に自由に閲覧させているか。	NEG.	П	赤P331
(2) 掲示事項はすべて掲示されているか。	適	不	31.1001
①運営規程の概要 ②従業者の勤務体制	旭		予防条例第185条(予防省令第195条)
③事故発生時の対応 ④苦情に対する措置の概要			→予防条例第55条の4準用(予防省令第53条の4準
⑤事政発生時の対応 ④舌情に対する指直の概要   ⑤提供するサービスの第三者評価の実施状況			
⑤提供するサービスの第三者評価の美旭状況   ⑥利用者が選定する特別な食事の提供を行う場合は以下のもの			用)
			赤P1244
・利用者が選定する特別な食事が提供できること			
・利用者が選定する特別な食事の内容及び料金	\	_	123号告示 赤P1434~
(3) 掲示事項の内容、実際に行っているサービス内容、届け出て	趙	台	
いる内容が一致しているか。	ļ	ļ	
			就業時の取り決め等の記録、利用者(又は家
30 秘密保持等			族)の同意書
(1) 利用者の個人記録の保管方法は適切か。	適	否	居宅条例第206条(居宅省令第155条)
(2) 秘密保持のため、必要な措置を講じているか。(例えば、就	適	否	→居宅条例第35条準用(居宅省令第33条準用)
業規則に盛り込むなど雇用時の取り決め等を行っているか。)			赤P332
(3) 居宅介護支援事業者等に対して、利用者の個人情報を用いる	適	否	予防条例第185条(予防省令第195条)
場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合			→予防条例第55条の5準用(予防省令第53条の5準
は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。			用)
(4) 同意内容以外の事項まで情報提供していないか。	適	否	赤P1224~
			居宅条例第206条(居宅省令第155条)
31 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止			→居宅条例第37条準用(居宅省令第35条準用)
(1) 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者	適	否	赤P332
に当該施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上			
の利益を供与していないか。			予防条例第185条(予防省令第195条)
(2) 居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該施設からの退	滴	否	  →予防条例第55条の7準用(予防省令第53条の7準
院患者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利			用)
益を収受していないか。			赤P1255
	<b>+</b>	<del> </del>	
32 苦情処理			苦情記録、苦情処理マニュアル
<u>  02 日間で</u> 全    (1) 利用者及びその家族からの苦情を処理する窓口はあるか。	海	否	居宅条例第 206 条(居宅省令第 155 条)
(2) 苦情処理の体制、手続きが定められているか。	適	否	
(3) 苦情に対して速やかに対応しているか。また、利用者に対す	適適		→居宅条例第 38 条準用(居宅省令第 36 条準用)
る説明は適切か。	迎		赤 P332~333
3 説明は週9か。   (4) 苦情の内容等を記録しているか。	適	不	
(4)舌頂の内谷寺を記録しているか。   (5)苦情がサービスの質の向上を図る上で重要な情報であると		i	予防条例第 185 条(予防省令第 195 条)
	旭	台	
の認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取得なりと行っているが			→予防条例第 55 条の 8 準用 (予防省令第 53 条の 8
けた取組を自ら行っているか。	\- <del>\-\</del>	<u>~</u>	準用)
(6) 市町村が行う調査に協力し、指導又は助言を受けた場合に改	遁	台	赤 P1225
善を行っているか。		l	
- 15 -			

確認事項	適	否	確認書類 • 根拠
(7) 市町村からの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を市		否	
町村に報告しているか。			
(8) 国保連が行う調査に協力し、指導又は助言を受けた場合に改	適	否	
善を行っているか。	\		
(9) 国保連からの求めがあった場合には、(8)の改善の内容を国	適	台	
保連に報告しているか。		ļ	
33 地域との連携等			居宅条例第206条(居宅省令第155条)
33 地域との連携等 (1) 地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う	海	不	→居宅条例第168条準用(居宅省令第139条準用 居宅条例第206条(居宅省令第155条)
など地域との交流に努めているか。	旭		→居宅条例第39条準用(居宅省令第36条の2準)
(2) 介護相談員を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携	滴	否	赤P333
に努めているか。			
			予防条例第185条(予防省令第195条)
			→予防条例第55条の9準用(予防省令第53条の
			用) 赤P1225
			予防条例第185条(予防省令第195条)
			→予防条例第144条準用(予防省令第140条準用
		ļ	赤P1268
			連絡体制図、対応マニュアル、損害保険証
34 事故発生の防止及び発生時の対応	\- <del>\</del>		事故記録
(1) 介護事故の発生・再発を防止するため、必要な措置を講じて	適	台	
いるか。	/本	<b>₹</b>	居宅条例第206条(居宅省令第155条)
・事故発生時の対応や事故発生防止のための指針が整備されているか。	旭	省	→居宅条例第40条準用(居宅省令第37条準用) 赤P333~334
・事故発生時や発生に至る危険性がある事態が生じた場合の報告	渒	否	がF333~334
分析と、改善策を従業者に周知徹底する体制が図られている	旭		予防条例第185条(予防省令第195条)
か。			→予防条例第55条の10準用(予防省令第53条の
・事故防止検討委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことが	適	否	準用)
できるものとする。)の開催と、従業者に対する研修が行われ			赤P1225~1226
ているか。			
・事故発生を防止するための体制として、(1)に掲げる措置を適	適	否	
切に実施するため、専任の担当者を置いているか。			
※令和3年9月30日までの間は、努力義務			
(2) 事故発生時の連絡体制が整えられているか。(市町村、家族	適	否	
に対して)			
(3) 事故が発生した場合、事故の状況及び処置について記録して	適	否	
いるか。	\L.a		
(4) 損害賠償保険に加入しているか。(又は賠償資力を有する	適	台	
か。) (5) 賠償すべき事態が生じた場合、速やかに損害賠償を行ってい	) 古本	ボ	
(5) 賠負すべき事態が生した場合、速やかに損害賠負を行っているか。	直	百	
· • · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
35 虐待の防止			
(1) 管理者を含む幅広い職種で構成する虐待防止検討委員会(テ	適	否	居宅条例第206条(居宅省令第155条)
レビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を			→居宅条例第40条の2準用(居宅省令第
			37条の2準用)
定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その			
			赤P334~337

			K3.4 岡山市瓦
	適	否	確認書類・根拠
(2) 虐待の防止のための指針を整備しているか。また、以下の内	適	否	予防条例第185条(予防省令第195条)
容を盛り込んでいるか。			→予防条例第55条の2の2準用(予防省令
イ 施設における虐待の防止に関する基本的考え方			第53条の10の2準用)
			赤 P1226
ロ 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項			3.1.13.10
ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針			
ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針			
ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項			
へ 成年後見制度の利用支援に関する事項			
ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項			
チ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する事項			
リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項			
(3) 介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を	適	不	
定期的(年1回以上)に実施しているか。また、新規採用時に	旭	百	
も開催しているか。			
	適	否	
担当者を置いているか。			
※令和6年3月31日までの間は、努力義務			
		ļ	会計関係書類
36 会計の区分			居宅条例第206条(居宅省令第155条)
(1) 厚生労働省通知に基づき、指定(介護予防)短期入所療養介	油	否	
	旭	省	→居宅条例第41条準用(居宅省令第38条準用)
護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。			赤P337
(2) 介護保険事業について、サービスごとに経理を区分している	適	否	予防条例第185条(予防省令第195条)
か。			→予防条例第55条の11準用(予防省令第53条の11
			準用) 赤P1226
			【介護保険の給付対象事業における会計の
			区分について】
		<del> </del>	
97 司兒の畝供			日序及周笙 005 及 (日序少众姓 154 久 の 0)
37 記録の整備	\- <del>\</del>	_	居宅条例第 205 条(居宅省令第 154 条の 2)
(1) 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備している	週	否	赤 P337
カュ。			予防条例第 184 条(予防省令第 194 条)
(2) 利用者に対するサービス提供に関する次の記録を整備し、そ	適	否	居宅等条例解釈通知別紙:第2
の完結の日から5年間保存しているか。			
① (介護予防) 短期入所療養介護計画	適	否	
②居宅条例第196条第5項(予防条例第181条第2項)に規定する	適	i	
身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況	2		
並びに緊急やむを得ない理由の記録			
	7-75-	<u>~</u>	
	適	台	
185条において準用する第19条第2項)に規定する提供した具			
体的なサービスの内容等の記録			
④居宅条例第206条において準用する第27条(予防条例第185条	適	否	
において準用する第24条)に規定する市町村への通知に係る			
記録			
	適	不	
	旭		
185条において準用する第35条第2項)に規定する苦情の内容			
等の記録			
⑥居宅条例第206条において準用する第40条第2項(予防条例第	適	否	
185条において準用する第37条第2項)に規定する事故の状況			
及び事故に際してとった処置についての記録			
	適	否	
OUT TOWNING CANTINAMINA (1 MAN)	\ <u></u>	; <sup>11</sup>	ı

	1		K3.4 阿山印刷
	適	否	確認書類・根拠
第185条において準用する第105条第1項)に規定する勤務の			
体制等の記録			
⑧介護保険法第40条に規定する介護給付及び居宅条例第195条	滳	否	
第1項から第3項まで(予防条例第180条第1項から第3項まで)	~		
に規定する利用料等に関する請求及び受領等の記録		ļ	
38 業務管理体制			業務管理体制届出書
(1) 業務管理体制整備に関する届出を行っているか。	適	否	赤P1545~
・いつ行ったか。 ( 年 月 日)			
(2) 届け出ている場合、法令遵守責任者名が従業者に周知されて	滳	否	
いるか。	~=		
V 3 N 6	<del> </del>	<del> </del>	
a A off of a second of the sec			
39 介護サービス情報の公表			介護サービス情報公表システム
(1) 当該年度の報告依頼通知があったとき、介護サービス情報公	適	否	介護保険法第115条の35
表システムの入力を行っているか。			赤P1562~
・いつ行ったか。 ( 年 月 日)			
(2) 当該年度に修正があった場合入力を行っているか。	適	否	
<ul><li>・いつ行ったか。( 年 月 日)</li></ul>	~		
(* ) 1 ) / L / L / L / L / L / L / L / L / L /		<del> </del>	
第6 変更の届出			
・変更の届出が必要な事項については、適切に届け出されている	適	否	介護保険法第75条、第115条の5
か。			
第7 介護給付費の算定及び取扱い			
基本的事項			居宅報酬告示 一、二、三 青P124~
(1) 介護給付費の算定に当たっては、介護療養施設サービス費に	適	否	居宅報酬告示 別表 青P411~
係る所定の単位数表により適正に算定しているか。(介護給付			留意事項通知 第二 青P125~
費明細書における算定誤り、端数処理の誤りなど)			予防報酬告示 一、二、三 青P1282~
	\ <del>*</del>	*	
(2)「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に、別表に定める単	逥	省)	
位数を乗じて算定されているか。(岡山市=7級地、1単位=			予防留意事項通知 第二 青P1383~
10.14円)			
(3) 1円未満の端数を切り捨てているか。		否	
(4) 介護給付費の算定に係る体制等の届出において、届け出てい	適	否	
ない事項について加算等を算定していないか。			
(5) 利用者数が、運営規程に定められた入院定員を超えた場合、	適	否	
自主的に減算措置を講じているか。		-	
○端数処理について			
居宅サービス単位数表(短期入所生活介護費から特定施設入居者生活			
介護費に係る部分に限る。)に関する通則事項			
1 通則			
(1) 算定上における端数処理について			
①単位数算定の際の端数処理			
単位数の算定については、基本となる単位数に加減算の計算			
(何らかの割合を乗ずる計算に限る。)を行う度に、小数点以下			
の端数処理(四捨五入)を行っていくこととする。つまり、絶え			
ず整数値に割合を乗じていく計算になる。			
(例)訪問介護(身体介護中心20分以上30分未満で254単位)			1

適否 確認書類 · 根拠 ・2級訪問介護員のサービス提供責任者を配置している場合、 所定単位数の90%を算定 254×0.9=228.6→229単位 ・この事業所が特定事業所加算(Ⅲ)を算定している場合、所定 単位数の10%を加算 229×1.1=251.9→252単位 \*254×0.9×1.1=251.46として四捨五入するのではない。 ②金額換算の際の端数処理 算定された単位数から金額に換算する際に生ずる一円未満 (小数点以下)の端数については「切り捨て」とする。 (例)前記①の事例で、このサービスを月に5回提供した場合 (地域区分は1級地) 252単位×5回=1、260単位 1、260単位×11.26円/単位=14、187.6円→14、187円 なお、サービスコードについては、介護職員処遇改善加算を 除く加算等を加えた一体型の合成コードとして作成しており、 その合成単位数は、既に端数処理をした単位数(整数値)である。 (2)入所等の日数の数え方について ①短期入所、入所又は入院の日数については、原則として、入所 等した日及び退所等した日の両方を含むものとする。 ②ただし、同一敷地内における短期入所生活介護事業所、短期入 所療養介護事業所、特定施設又は介護保険施設(以下②及び③に おいて「介護保険施設等」という。)の間で、又は隣接若しくは 近接する敷地における介護保険施設等であって相互に職員の兼 務や施設の共用等が行われているものの間で、利用者等が一の 介護保険施設等から退所等をしたその日に他の介護保険施設等 に入所等する場合については、入所等の日は含み、退所等の日 は含まれない。したがって、例えば、短期入所生活介護の利用 者がそのまま指定介護老人福祉施設に入所したような場合は、 入所に切り替えた日については短期入所生活介護費は算定しな 11 ③なお、介護保険施設等を退所等したその日に当該介護保険施設 等と同一敷地内にある病院若しくは診療所の病床であって医療 保険の診療報酬が適用されるもの(以下「医療保険適用病床」と いう。)又は当該介護保険施設等と隣接若しくは近接する敷地に おける病院若しくは診療所の医療保険適用病床であって当該介 護保険施設等との間で相互に職員の兼務や施設の共用等が行わ れているもの(以下③において「同一敷地内等の医療保険適用病 床」という。)に入院する場合(同一医療機関内の転棟の場合を 含む。)は、介護保険施設等においては退所等の日は算定されず、 また、同一敷地内等の医療保険適用病床を退院したその日に介 護保険施設等に入所等する場合(同一医療機関内の転棟の場合 を含む。)は、介護保険施設等においては入所等の日は算定され ④厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員 数の基準並びに通所介護費等の算定方法(平成12年厚生省告示 第27号。)の適用に関する平均利用者数等の算定においては、入 所等した日を含み、退所等した日は含まないものとする。